

いちき串木野市第2次環境基本計画 (素案)

いちき串木野市

—目次—

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象区域	3
5	計画の対象範囲	3
6	計画の主体	4
7	計画の新しい視点	5
(1)	国の第五次環境基本計画	5
(2)	国の生物多様性国家戦略	5
(3)	SDGs 持続可能な開発目標	6
(4)	パリ協定	6
(5)	鹿児島県環境基本計画	7
(6)	パートナーシップ	7

第2章 市域の概況

1	位置・地勢	9
2	気候	10
3	人口	11
4	土地利用	12
5	都市計画	13
6	産業	14
7	交通	15

第3章 環境の概況と課題

1	自然環境	17
(1)	自然景観	17
(2)	動植物	18
(3)	施策の進捗状況	21
2	生活環境	22
(1)	大気環境	22
(2)	水環境	24
(3)	土壌環境	26
(4)	騒音・振動	27
(5)	廃棄物等	28
(6)	施策の進捗状況	30
3	地球環境	31
(1)	地球温暖化	31
(2)	生物多様性	32

4	快適環境	33
(1)	公園・緑地	33
(2)	歴史的文化資源	33
(3)	施策の進捗状況	35
5	環境保全体制	36
(1)	環境教育・学習	36
(2)	環境保全・創造活動への取組	36
(3)	施策の進捗状況	36
6	アンケート結果	38
(1)	アンケート調査概要	38
(2)	アンケート調査結果概要	39
第4章 望ましい環境像と分野別目標		
1	望ましい環境像	49
2	分野別目標	50
SDGs ゴールとターゲットの例		52
第5章 施策の展開		
分野別の基本施策と施策の柱		55
1	自然環境	56
2	生活環境	60
3	地球環境	64
4	快適環境	68
5	環境保全体制	71
第6章 推進体制と進行管理		
1	推進体制	75
2	進行管理	76

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象区域
- 5 計画の対象範囲
- 6 計画の主体
- 7 計画の新しい視点

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市は、温暖な気候と海、森林、河川等の自然に恵まれ、縄文後期には人と物の交流があったことを示す市来貝塚、江戸時代には陸上交通の宿場町として、また海上輸送の商業の地として栄える一方、金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきた歴史と文化のまちです。これらの歴史や文化は、環境の恩恵であり、その環境が維持されることで、私たちの健康で文化的な生活も可能となっていますが、さまざまな資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動によって、限りある環境が私たち自身の身の回りだけではなく、地球的規模で脅かされるまでになっています。

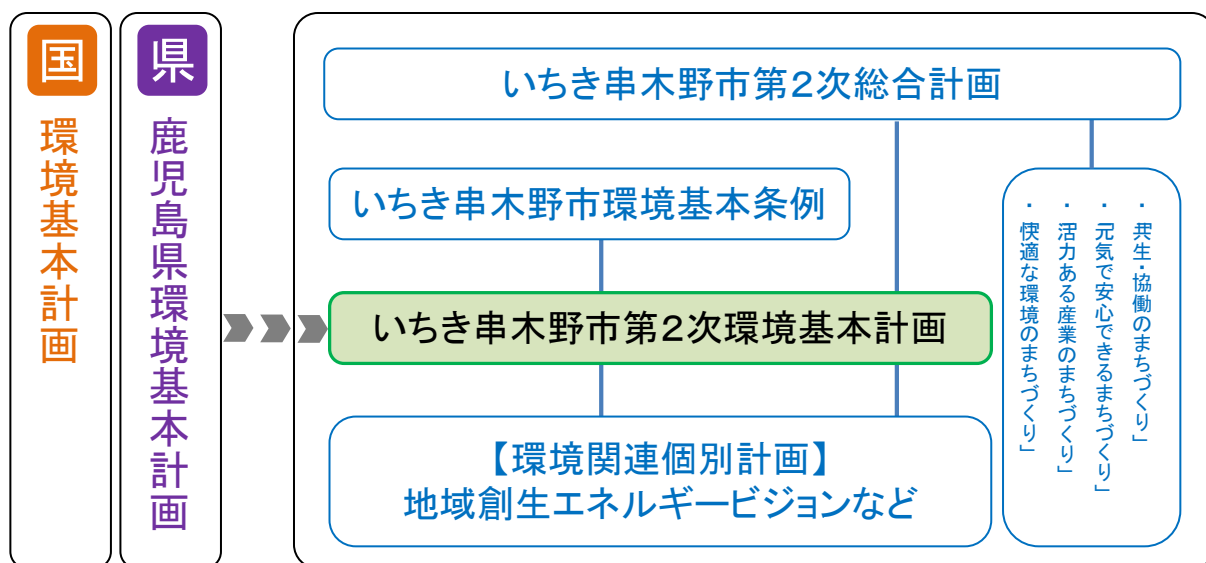
本市では、平成19年3月に環境の保全の基本理念を定め、その取組を積極的に進めるために「いちき串木野市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「いちき串木野市環境基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定しました。この計画は、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とし、望ましい環境像として「みんなではぐくむ、水と緑と共生するまち・いちき串木野」を柱にして、環境保全の基本的な方向を定め、重点施策のマイバッグ運動の推進をはじめ、いちき串木野次世代エネルギーパークでは、再生可能エネルギーと地域資源を結び付けた情報の発信、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定など、望ましい環境像の実現に向けて施策の推進を図ってきました。

現行計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、地球規模での対策が急務となっている地球温暖化への取組や生物多様性の保全、廃棄物の問題への対策、身近な生活環境の保全への取組など、新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため「いちき串木野市第2次環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、いちき串木野市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして、目標・施策の大綱などを定めるものです。また、国の環境基本計画、鹿児島県環境基本計画等を踏まえつつ、いちき串木野市第2次総合計画に沿って、いちき串木野市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合的な計画です。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、この計画の期間中であっても、社会経済情勢や環境をめぐる状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、取組状況や進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間

年度													
平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
いちき串木野市第2次総合計画													
				いちき串木野市第2次環境基本計画									

4 計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、いちき串木野市全域を対象とします。

また、広域的な環境問題や地球環境問題など、本市だけで解決できないものについては、近隣自治体や国・県などと連携し、広域的に対応することとします。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとし、計画対象を、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「快適環境」の4つの分野と、「環境保全体制」を加えた5つの分野とします。

計画の対象範囲

自 然 環 境	自然的要素に関わる環境	・ 植生、植物 ・ 動物 ・ 自然景観等
生 活 環 境	生活環境要素の状況と生活からの負荷に関わる環境	・ 大気環境 ・ 水環境 ・ 土壌環境 ・ ごみ処理
地 球 環 境	地球規模での環境問題	・ 地球温暖化 ・ 生物多様性
快 適 環 境	快適な生活に関わる主に人間が作った環境	・ 文化財 ・ 伝統芸能 ・ 公園、緑地等
環 境 保 全 体 制	環境保全体制に関する環境目標	・ 環境関連条例、要綱 ・ 環境行政組織 ・ 環境教育、学習 ・ 市民団体等

6 計画の主体

環境問題に対処していくためには、市民、事業者及び市がそれぞれの立場に応じた活動を考え、主体的に取り組んでいくとともに、相互に連携しながら協働を基本理念として活動する枠組みを構築し、本計画を推進していく必要があります。

いちき串木野市環境基本条例（抜粋） —各主体の基本的責務と環境の保全—

—市の責務—

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

—事業者の責務—

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について、自己の責任及び負担において、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、自然環境及び生活環境への配慮その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

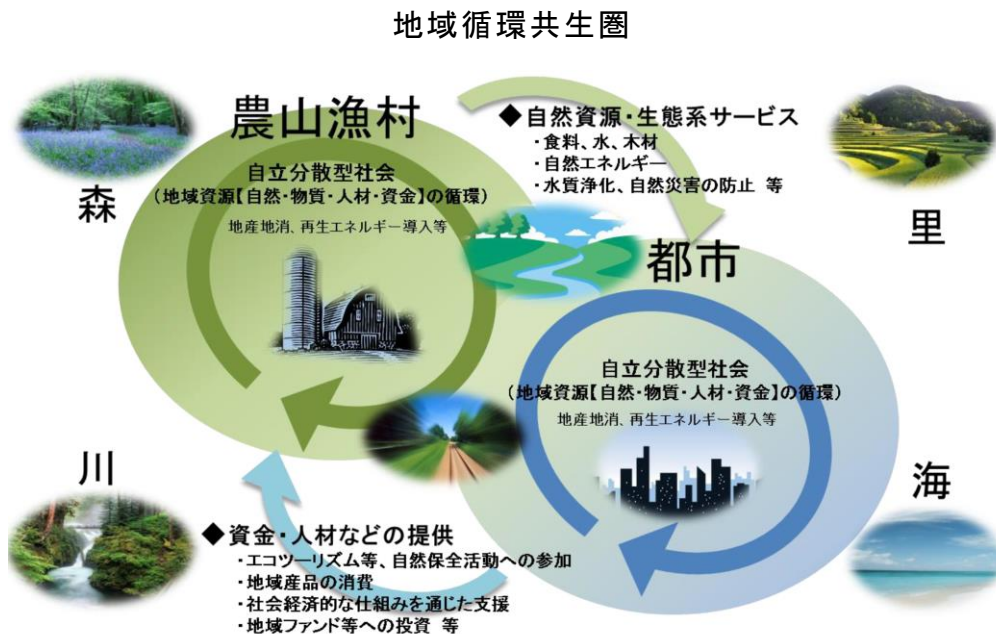
—市民の責務—

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

7 計画の新しい視点

(1) 国の第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月に第五次環境基本計画が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造と、公害を克服してきた歴史、優れた環境技術、「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する国として「世界の範となる日本」を確立し、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられています。SDGsの考え方を活用して、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が示されています。



(2) 国の生物多様性国家戦略 2012-2020

平成7年（1995年）に最初の生物多様性国家戦略が策定され、その後、数回の見直しを経て、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的として、平成24年（2012年）に閣議決定されました。「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」など4つの基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」が新たに加えられました。

(3) SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、気候変動や平和など広範囲にわたって 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。その理念は、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の 3 つの側面における持続可能な開発を推進するものです。SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられており、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとされています。



(4) パリ協定

気候変動問題に対する動向としては、平成 9 年 (1997 年) の京都議定書以来、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が平成 27 年 (2015 年) 12 月に第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として、世界の気温の変化を 2℃以内とし、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げ、温室効果ガスの主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどを定めています。

(5) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、平成23年（2011年）3月に環境を巡る情勢の変化や新たな課題等に対応するとともに、県のあるべき姿や進むべき方向性を明らかにした「かごしま将来ビジョン」との整合性を図るため、環境基本計画の改定が行われました。この計画は、中長期的な観点から、「かごしま将来ビジョン」で掲げられている「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を目指して、地球を守る脱温暖化への貢献（低炭素社会づくり）、地球にやさしい循環型社会の形成（循環型社会づくり）、自然あふれる癒しのかごしまづくり（自然共生社会づくり）が基本目標とされています。

(6) パートナーシップ

市民、市民団体、事業者の取り組みや活動、行政の施策や事業などの異なる主体の適切な役割分担をもとにして、共通の目標に向かって相互に協力しあうことを「パートナーシップ（協働）」と呼んでいます。持続可能な社会の実現に向けて、環境の保全や環境教育などの環境活動においても、さまざまな主体が対等の立場で協力しあうことで、それぞれの得意分野が活かされ、活動の広がりや環境課題の解決が期待されます。

全国 EPO ネットワーク



第2章 市域の概況

- | | |
|---|-------|
| 1 | 位置・地勢 |
| 2 | 気候 |
| 3 | 人口 |
| 4 | 土地利用 |
| 5 | 都市計画 |
| 6 | 産業 |
| 7 | 交通 |

第2章 市域の概況

1 位置・地勢

本市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部に位置し、東部、南部及び北部は日置市、薩摩川内市に隣接し、西部は東シナ海に面しています。海岸線の総延長は29.2km、東西19.1km（東経130°10'39"～130°22'46"）、南北18.2km（北緯31°39'31"～31°47'26"）、面積は112.3km²の都市です。

地勢は、日本三大砂丘のひとつである吹上浜をはじめ、北部と東部を弁財天山（519.1m）、冠岳（516.4m）などの山々に囲まれ、大里川（19.6km）、八房川（15.5km）、五反田川（11.9km）などの河川が東から西に流れています。

いちき串木野市の地勢図



資料：土地利用調整総合支援ネットワークシステム

2 気候

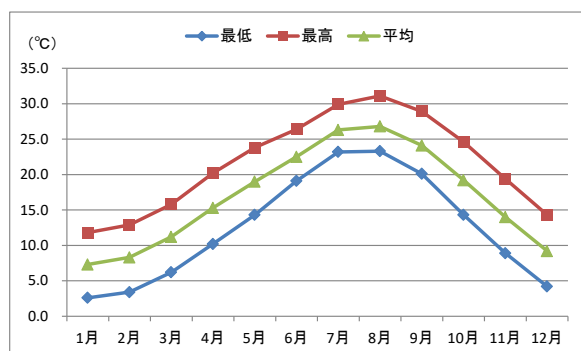
本市の気候は、西海型気候区に属し、暖流の対馬海流の影響を受け温暖多雨で、九州の典型的な気候を示しています。年平均気温は16.9℃、年平均降水量は2,145.7mm、年平均風速は2.0m/s、年平均日照時間は1,966.8時間となっています。なお、令和元年においては、8月に最高気温35.7℃、1月に最低気温-2.4℃を記録しています。

平年値（1981年～2010年）

項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温(℃)	最高	11.8	12.9	15.8	20.2	23.8	26.4	29.9	31.1	28.9	24.6	19.4	14.3	21.6
	平均	7.3	8.3	11.2	15.3	19.0	22.5	26.3	26.8	24.1	19.2	14.0	9.2	16.9
	最低	2.6	3.4	6.2	10.2	14.3	19.1	23.2	23.3	20.1	14.3	8.9	4.2	12.5
降水量(mm)		76.7	100.8	166.7	188.9	202.5	427.7	279.4	214.3	225.0	95.3	93.3	77.8	2145.7
平均風速(m/s)		2.3	2.4	2.4	2.2	2.0	1.8	1.7	1.9	1.7	1.7	1.7	2.0	2.0
日照時間(時間)		111.9	126.9	148.4	175.7	179.9	129.5	200.1	222.3	192.4	190.7	151.2	132.9	1966.8

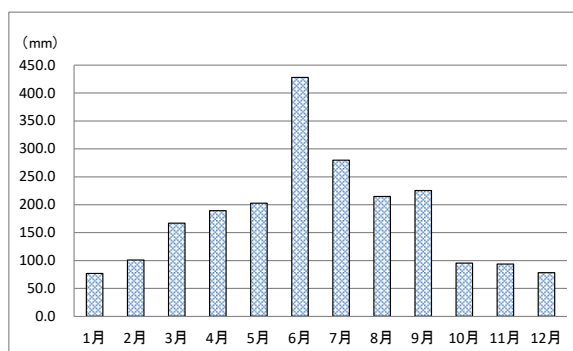
資料：気象庁

平均気温の推移



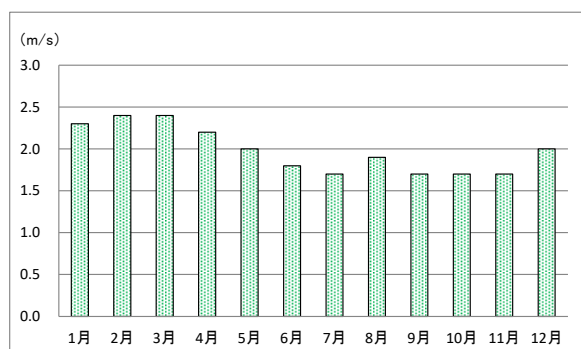
資料：気象庁

降水量の推移



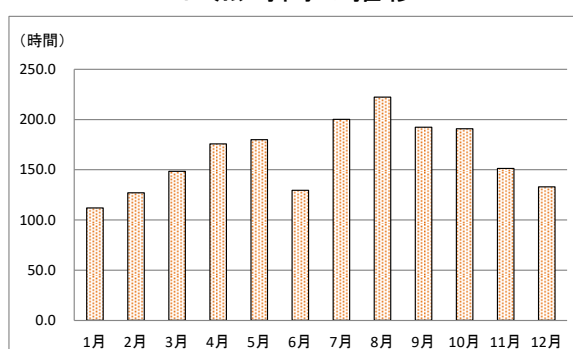
資料：気象庁

平均風速の推移



資料：気象庁

日照時間の推移



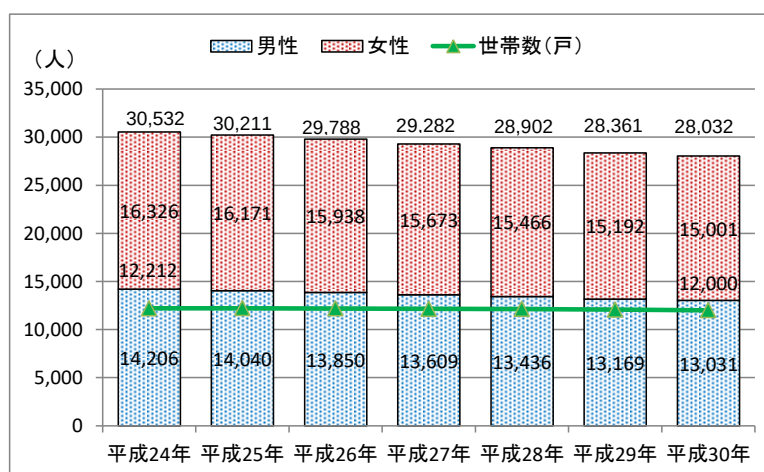
資料：気象庁

3 人口

本市の平成30年4月1日現在の本市の人口は28,032人で、平成24年の人口の30,532人より8.1%減少しており、男性、女性とも同様の傾向が見られます。人口減少に関わらず、世帯数は平成24年が12,212世帯、平成30年が12,000世帯とほぼ横ばい状態にあることから、核家族化が進んでいることが推察されます。

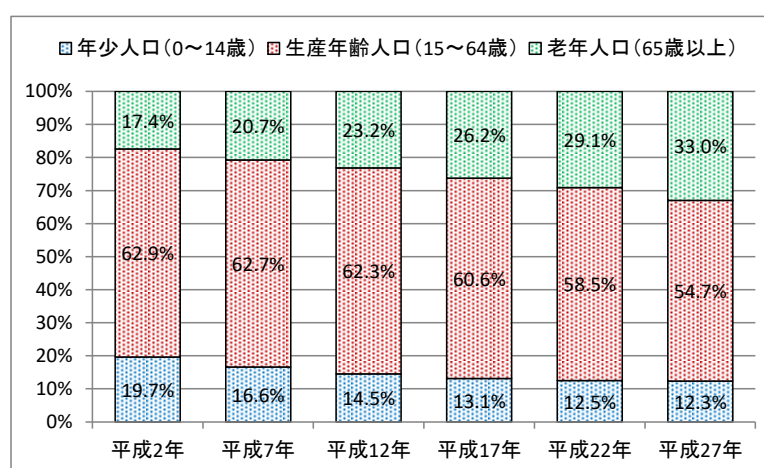
また、年齢別人口割合では、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。平成27年では、本市の老年人口割合は33.0%と鹿児島県の老年人口割合29.4%を上回っており、少子高齢化の傾向が進んでいます。

人口と世帯数の推移



資料：統計いちき串木野

年齢3区分別人口割合の推移



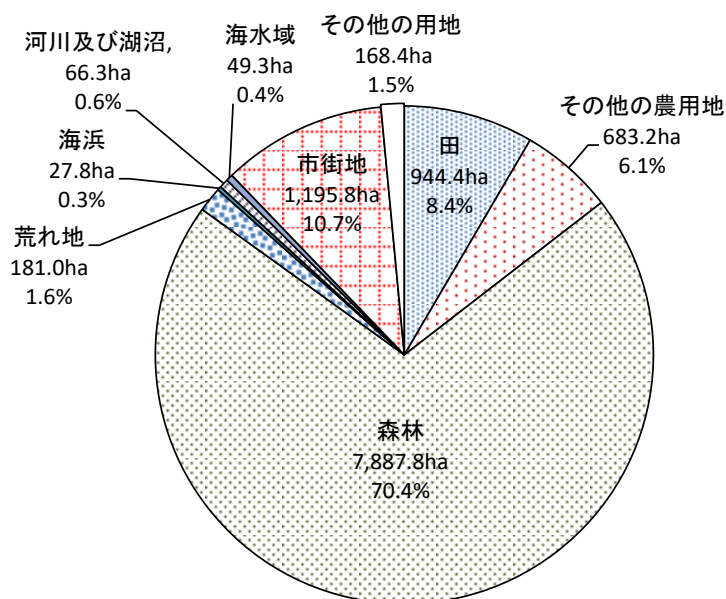
資料：統計いちき串木野

4 土地利用

本市は、中央部から南部にかけて市街地があり、その周辺を田や農用地が囲むように広がっており、東部、北部は山に囲まれています。

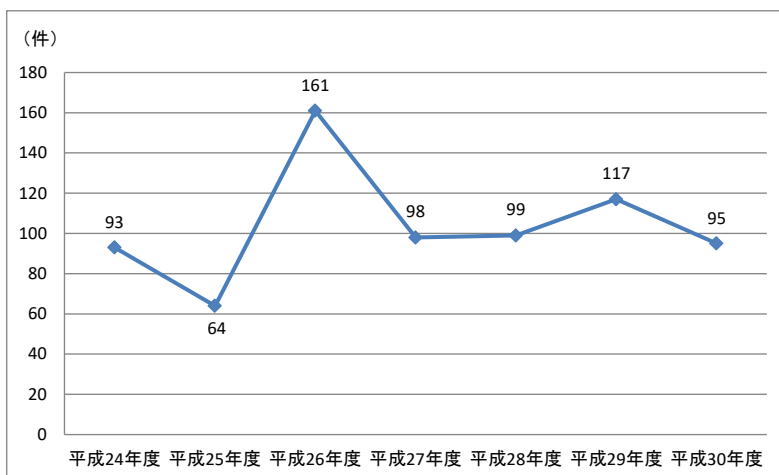
土地利用は、森林70.4%、市街地10.7%、田8.4%、その他の農用地6.1%などとなっています。人口の市外地への流出及び高齢化が進んだことで未利用地が増えており、雑草の繁茂などが多く見られるようになり、市民の生活環境や景観上の問題になっています。

土地利用の面積と割合



資料：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ

生活苦情相談件数（空き地）



資料：統計いちき串木野

5 都市計画

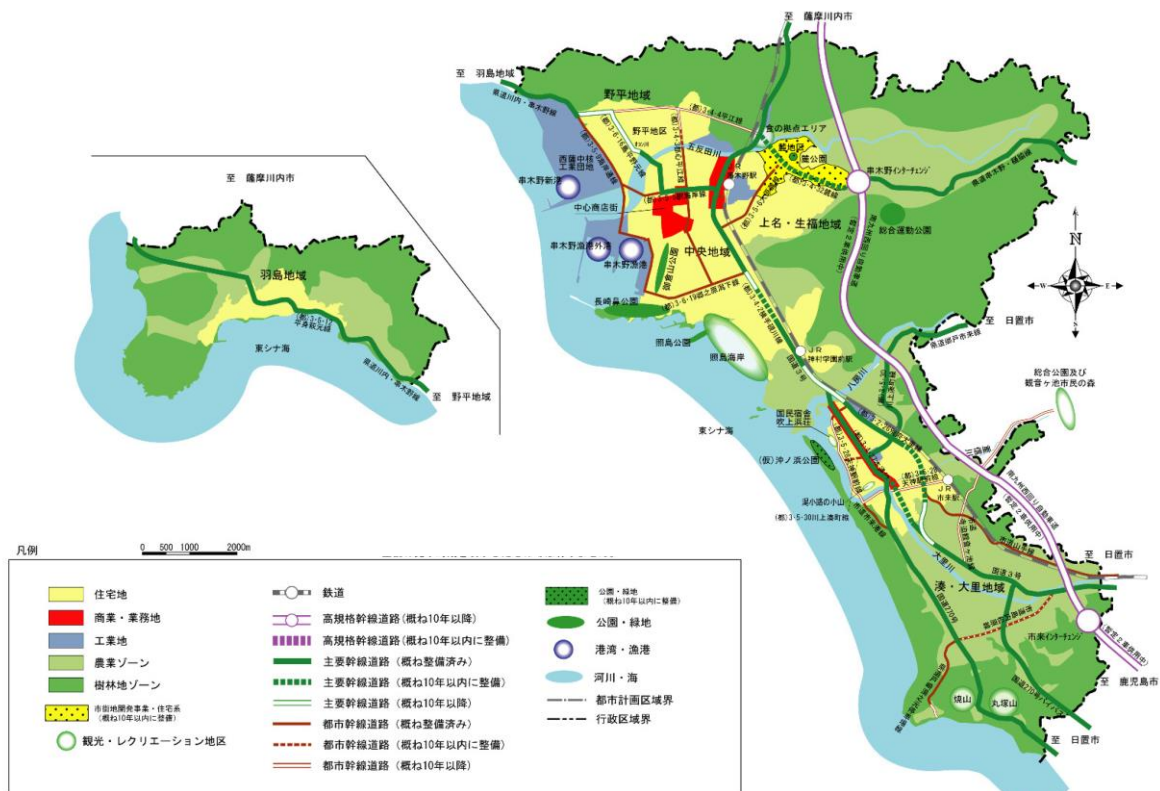
本市は、中央部から南部にかけて2,982haの区域（行政区域の26.6%）に対して都市計画区域を設定しており、このうちの721ha（都市計画区域の24.2%、行政区域の6.4%）に対して用途地域を定めています。用途地域の内訳は、住居系85.9%、商業系5.6%、工業系8.4%となっており、行政区域内人口の91.8%が都市計画区域内に定住しています。

都市計画区域と人口集中地区の面積と人口

都市計画区域		人口集中地区		行政区域	
面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)
2,982	26.9	323	11.6	11,230	29.3
26.6%	91.8%	2.9%	39.6%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査（平成27年）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



資料：鹿児島県

6 産業

本市は、江戸時代に陸上交通と海上輸送の一中心地として、宿場町と商業の地として栄える一方、金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきました。近年、都市機能が備わるにつれ、第1次産業から第2次産業、第3次産業へと次第に産業構造も変化しています。特産品として、沿岸漁業による「つけあげ」などの水産加工品、また、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」、さらに、清らかな地下水を利用した「焼酎」や、温暖な気候がもたらす「みかん」などがあります。

就業人口は、第3次産業への就業者数が65.9%と最も多く、第2次産業就業者数は28.1%、第1次産業就業者数は5.8%となっており、生産額もほぼ同様な割合になっています。就業者の平均年齢は、すべての業種の中で第1次産業だけが60歳代と、他の業種と比較して高くなっています。

産業別就業者数と市内総生産額

産業分類			就業者数 (人)			平均年齢 (歳)	市内総生産 (百万円)	
第1次 産業	A	農業、林業	622	774	5.8%	64.5	3,904	4.3%
		うち農業	590			65.7		
	B	漁業	152			62.2		
第2次 産業	C	鉱業、採石業、砂利採取業	22	3,728	28.1%	49.0	30,980	34.1%
	D	建設業	1,264			50.4		
	E	製造業	2,442			48.3		
第3次 産業	F	電気・ガス・熱供給・水道業	34	8,757	65.9%	48.7	55,946	61.6%
	G	情報通信業	53			47.0		
	H	運輸業、郵便業	650			50.8		
	I	卸売業、小売業	1,969			48.5		
	J	金融業、保険業	178			45.2		
	K	不動産業・物品賃貸業	99			51.7		
	L	学術研究、専門・技術サービス業	243			48.4		
	M	宿泊業、飲食サービス業	780			47.5		
	N	生活関連サービス業、娯楽業	540			50.7		
	O	教育、学習支援業	501			46.2		
	P	医療、福祉	2,317			45.7		
	Q	複合サービス事業	205			47.9		
	R	サービス業(他に分類されないもの)	603			51.9		
	S	公務	585			47.2		
その他	T	分類不能の産業	30	30	0.2%	45.5	—	—
合計			13,879	13,289	100.0%	49.2	90,830	100.0%

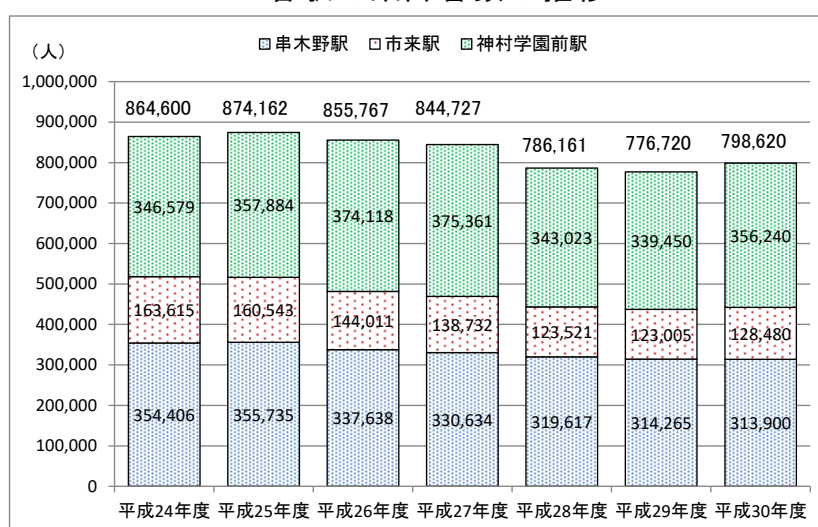
資料：国勢調査（平成27年）、市町村民所得推計報告書（平成28年度）

7 交通

本市には、南北方向に南九州西回り自動車道と国道3号が主要幹線道路として通り、市内にJR串木野駅、JR市来駅及びJR神村学園前駅の3駅が設置されているJR九州鹿児島本線が通っています。

市内の東西方向には主要地方道川内串木野線、串木野樋脇線などを中心として道路網が構成されており、近隣自治体と本市を繋ぐアクセス道路として多くの人に利用されており、市民の移動手段としては車の普及が進み、平成30年度では、1世帯あたりの自家用車保有台数は1.75台となっています。

JR各駅の乗降客数の推移



資料：統計いちき串木野

市内在籍自動車台数（平成30年度）

区分	貨物車両	乗合車両	特種(殊)車両	乗用車両	軽車両	小型二輪	軽二輪	合計
台数	1,280	57	519	8,498	12,546	326	1,567	24,793

資料：統計いちき串木野

第3章 環境の概況と課題

- | | |
|---|---------|
| 1 | 自然環境 |
| 2 | 生活環境 |
| 3 | 地球環境 |
| 4 | 快適環境 |
| 5 | 環境保全体制 |
| 6 | アンケート結果 |

第3章 環境の概況と課題

1 自然環境

(1) 自然景観

本市は、吹上浜金峰山県立自然公園の一部に指定されており、照島(346ha)と観音ヶ池(319ha)は県指定の鳥獣保護区になっています。冠岳展望公園を有する冠岳、羽島海岸、照島海岸、市来海岸などの海岸線、串木野漁港を臨む長崎鼻など多種多様な自然景観があります。永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたこれらの大切な自然景観を守り、育み、後の世代に引き継いでいくことは、私たち一人ひとりの大きな責務といえます。

吹上浜金峰山県立自然公園と鳥獣保護区



資料：土地利用調整総合支援ネットワークシステム

(2) 動植物

本市には、県指定の天然記念物に指定されている仙人岩の植物群落をはじめ、特徴的な自然環境資源が多く分布しています。鹿児島県内の生物種の中には、暖温帯系の南限、亜熱帯系の北限となっているものも多く、本市も多様な生物が記録されています。一方、人間の移動や物流によって他の地域から入ってきた外来生物も多く、生態系や産業にまで幅広く影響を及ぼす場合があります、外来生物の課題とその解決の方向性を考えていくことは重要です。本市での生息・生育の記録がある動植物種は以下に示すとおりです。

選定基準となるカテゴリー（ランク）

文献	選定基準となるカテゴリー（ランク）		
環境省版 レッドリスト	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類
	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群
鹿児島県 レッドリスト	絶滅	地域絶滅	野生絶滅
	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	情報不足	分布特性上重要	その他

動物「鹿児島県レッドデータブック（2016）記載種」

哺乳類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	ホンドギツネ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県内で広く分布、個体数少ない。
鳥類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	ツクシガモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	旧串木野市八房川で記録
2	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	県本土内の山地ほぼ全域で確認
3	ヘラシギ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	吹上浜で記録
4	コアジサシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	旧串木野市で記録
5	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧類	旧串木野市で記録
6	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域に生息
7	イカルチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	冬期には県内各地で確認
8	ヒメワ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	串木野で記録
9	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土全域に渡来
10	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧類	県本土全域に渡来
11	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜
12	ツルシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	農耕地、干拓地、河川、河口、干潟など
13	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	干拓地、干潟、河口、河川など
14	オオソリハシシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内の河口干潟、干拓地、海岸など
15	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内の河川岸、干拓地、農耕地
16	ハマシギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県内全域の海岸・干潟、河川敷、埋め立地
17	ヨタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	渡りの時期に各地で観察
爬虫類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上浜、県内ほぼ全域の砂浜
2	ヤクヤマリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土の海岸部
3	ニホンイシガメ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県内本土に広く分布
汽水・淡水産魚類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	アオギス	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	吹上浜沿岸
2	トビハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩半島西部
3	チクゼンハゼ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島西部
4	ニホンウナギ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	県下に広く分布
5	ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島西部
6	トサカギンボ	準絶滅危惧	なし	八房川
7	オオヨシノボリ	準絶滅危惧	なし	薩摩半島北西部

汽水・淡水産十脚甲殻類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	ヒメケフサイソガニ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	八房川で確認
陸産貝類・淡水汽水産貝類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	オキヒラシイノミガイ	情報不足	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布
2	ベッコウフネアマガイ (ホソフネアマガイ)	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	九州南部の東シナ海沿岸の 河川河口域で確認
3	ツブカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布
4	クイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布
5	サツマクイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩半島南部に分布
6	ヨシダカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布
7	オカミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	北薩地方の河口汽水域干潟に分布
8	シイノミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布
9	ナラビオカミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	北薩地方に分布
10	キヌカツギハマシイノミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	東シナ海沿岸の九州南部に分布
11	ハナコギセル	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布
12	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布
13	ミヤコトリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	九州南部に分布
14	シリプトゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島南部に分布
15	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
16	クイロコミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
17	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布
18	テラマチベッコウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩半島に分布
19	レンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
20	チクヤケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	北薩に分布
21	ニセマツカサガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
22	ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	薩摩地方の河川の河口汽水域
23	マシジミ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
24	ミジンナタネガイ	準絶滅危惧	なし	北薩に分布
16	クイロコミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
17	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布
18	テラマチベッコウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩半島に分布
19	レンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
20	チクヤケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	北薩に分布
21	ニセマツカサガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
22	ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	薩摩地方の河川の河口汽水域
23	マシジミ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
24	ミジンナタネガイ	準絶滅危惧	なし	北薩に分布
昆虫類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	いちき串木野市で記録
2	ヨドシロヘリハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	いちき串木野市で確認
3	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜で確認
4	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	いちき串木野市で記録
5	ハラヒロハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島で記録
6	ニッポンハナダカバチ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
7	オナガアゲハ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	いちき串木野市で記録
8	ヒメミズスマシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	県本土
9	イトアメンボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
10	ネアカコシヤンマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	いちき串木野市で記録
11	ハネヒロエゾトンボ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	いちき串木野市で記録
12	タイコウチ	準絶滅危惧	なし	県本土
13	ナベブタムシ	準絶滅危惧	なし	県本土
14	ガムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県本土
15	ヨツボシカミキリ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類	県本土
16	トラフカミキリ	準絶滅危惧	なし	県本土
17	ヤマトスナハキバチ	準絶滅危惧	情報不足	県内

植物「鹿児島県レッドデータブック（2016）記載種」

維管束植物				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	タマミズキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県北部
2	ニセヨゴレイタチシダ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	市来
3	アオカズラ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳
4	サイコクスカボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	市来(標本はない)
5	ハヤトミツバツツジ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	冠岳
6	イワガサ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	冠岳
7	カワゴケソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	薩摩半島
8	オグラノフサモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州地域(標本はない)
9	タイワンルリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	市来
10	ビロードムラサキ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
11	ダンギク	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	羽島～串木野
12	マルバテイショウソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	県西部および北部
13	ダルマガク	絶滅危惧Ⅰ類	なし	串木野
14	アワボスゲ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	串木野(標本はない)
15	シマデンツキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	南九州
16	ショウキズイセン	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県各地に点在
17	ヒナラン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳
18	キリシマエビネ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳
19	ユウシュンラン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
20	ガンゼキラ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
21	キクシノブ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
22	オオタニワタリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地
23	ホソバウマノズクサ	情報不足	なし	市来から報告
24	ウンゼンカンアオイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北西部地域
25	タチハコベ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部から薩摩半島
26	ハナガガシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
27	コバノミツバツツジ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県北部山地
28	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	市来
29	ザイフリボク	絶滅危惧Ⅰ類	なし	冠岳
30	ミソハギ	準絶滅危惧	なし	市来
31	ツリバナ	準絶滅危惧	なし	県北部、薩摩半島
32	ヤマジソ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	冠岳
33	ウスギモクセイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県北西部
34	ノタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部
35	イスタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県北西部、薩摩半島
36	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部、薩摩半島
37	ヒナヒゴタイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳、羽島
38	ヘツカニガキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	九州南部
39	スプラ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	市来
40	ミズヒキモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
41	ツクシクロイヌノヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部から薩摩半島
42	ジングウスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県北部
43	ウンヌケモドキ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県北西部
44	オオアブラサスキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	冠岳
45	ツクシショウジョウバカマ	準絶滅危惧	なし	薩摩半島中南部
46	セイタカスズムシソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
47	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	冠岳
48	キエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳
49	キバナノセッコク	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	冠岳
50	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	冠岳
51	ヒノタニリュウビンタイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	冠岳
52	ウスバイシカグマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	薩摩半島
53	イズヤブソテツ	準絶滅危惧	なし	鹿児島県北部・中部
藻類				
No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	オキチモズク	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	県本土
2	ケコナハダ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県本土
3	ハナヤナギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島南岸と西岸
4	トサカノリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県内各地
5	アヤギヌ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県内各地の河口域
6	ホソアヤギヌ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	県内各地の河口域

(3) 施策の進捗状況

① 【貴重な自然を守る】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
ウミガメ保護監視員 の登録数	4人	6人	6人	

② 【里地・里山・里海を守り育てる】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
市民農園の利用者数	44件	48件	48件	

2 生活環境

(1) 大気環境

① 大気汚染物質

大気汚染は、工場などが生産活動を行う際に大気汚染物質が排出される場合と、物流・人流など自動車の使用によって大気汚染物質が排出される場合に引き起こされ、その結果、地域の環境を悪化させ、人の健康を害する恐れがあります。本市の羽島測定局の平成30年度の結果によると、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び、二酸化窒素については、環境基準を達成しており、良好な状態であると考えられます。

羽島測定局での測定結果①

二酸化硫黄の測定結果(平成30年度)			
年平均値(ppm)	1日平均値の2%除外値(ppm)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有×/無○	環境基準の長期的評価
0.002	0.011	○	達成
浮遊粒子状物質の測定結果(平成30年度)			
年平均値(mg/m ³)	1日平均値の2%除外値(mg/m ³)	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有×/無○	環境基準の長期的評価
0.019	0.042	○	達成
二酸化窒素の測定結果(平成30年度)			
年平均値(ppm)	1日平均値の98%値(ppm)	環境基準の長期的評価	
0.002	0.04	達成	

資料：鹿児島県大気・騒音調査結果

② 光化学オキシダント

光化学オキシダントは高い濃度では光化学スモッグの原因となり、強い酸化力があり、眼やのどの粘膜、呼吸器など、健康や農作物などへも影響を及ぼすとされています。平成30年度では、県内の全ての測定局（11局）において、環境基準非達成でしたが、注意報発令基準値を超えた測定局はなく、光化学オキシダント注意報も発令されていません。

羽島測定局での測定結果②

光化学オキシダント濃度測定結果(平成30年度)			
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日・時間数		昼間の1時間値の最高値(ppm)	環境基準の達成状況
日数(日)	時間(時間)		
39	216	0.099	非達成

資料：鹿児島県大気・騒音調査結果

③ 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、粒子の大きさが非常に小さいため、呼吸器系疾患に影響を与えていると言われています。平成30年度の結果によると環境基準を達成しています。本市では、光化学オキシダントと同様に、注意報・警報発令時の連絡体制を整え、注意喚起を図っていきます。

羽島測定局での測定結果③

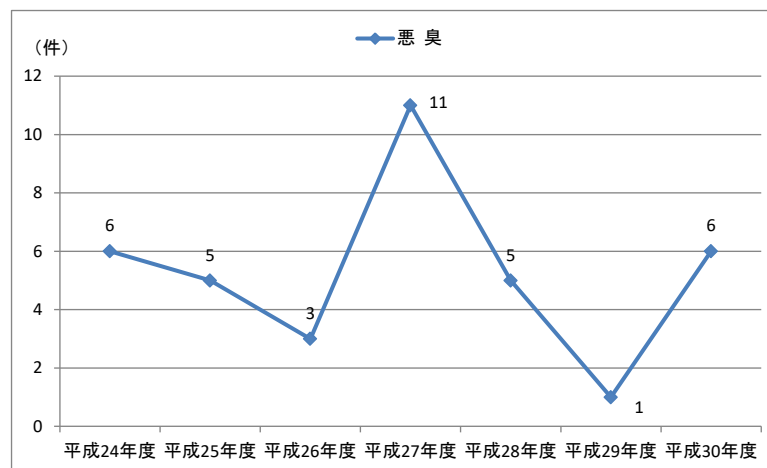
微小粒子状物質の測定結果（平成30年度）			
年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値の 98パーセンタイル 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	環境基準の 長期的評価
14.2	29	3	達成

資料：鹿児島県大気・騒音調査結果

④ 悪臭の苦情

本市は悪臭防止法規制地域に指定されており、本市における生活苦情相談件数では、平成24年度から平成30年度までの年間の平均は5.3件となっています。

生活苦情相談件数（悪臭）



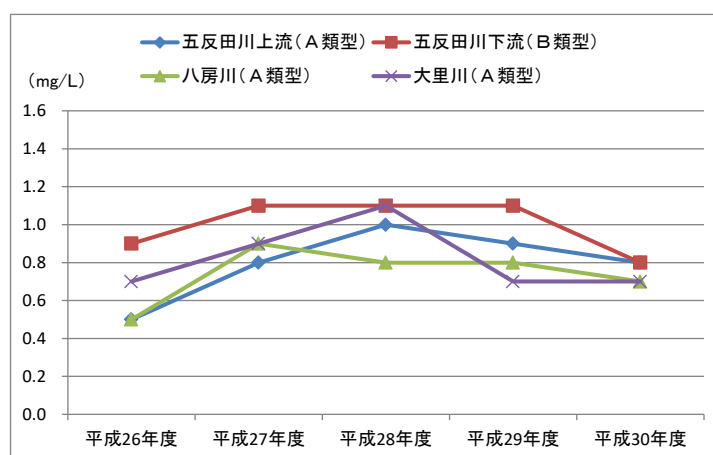
資料：統計いちき串木野

(2) 水環境

① 河川

本市には、環境基準のA類型、B類型（河川の環境基準は、AA～Eまでの6段階）が設定されている河川があります。生活環境の保全に関する環境基準において、河川の汚濁を示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、A類型2mg/L以下、B類型3mg/L以下の環境基準値を達成しています。しかし、大腸菌群数が環境基準値を超えることがある河川もあり、生活排水や事業所からの排水が原因と考えられます。

河川におけるBODの75%値の推移

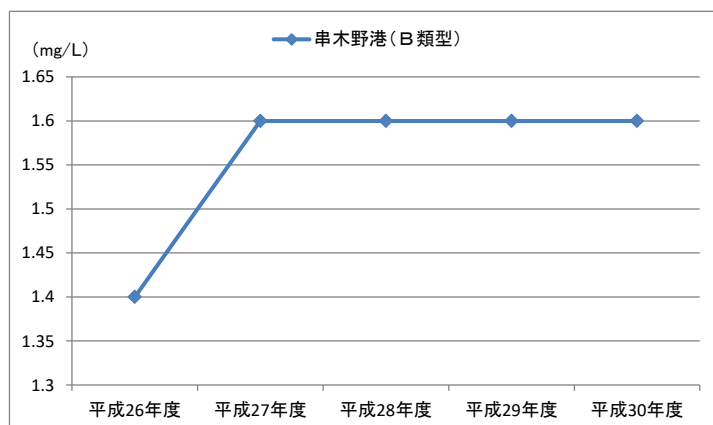


資料：鹿児島県公共用水域の水質測定結果

② 海域

本市の西にある東シナ海は、鹿児島県により薩摩半島西部海域として、串木野港をはじめ9か所で調査されています。生活環境の保全に関する環境基準において、水質の汚濁を示す化学的酸素要求量（COD）は、B類型3mg/L以下の環境基準値を達成しています。

海域におけるCOD75%値の推移

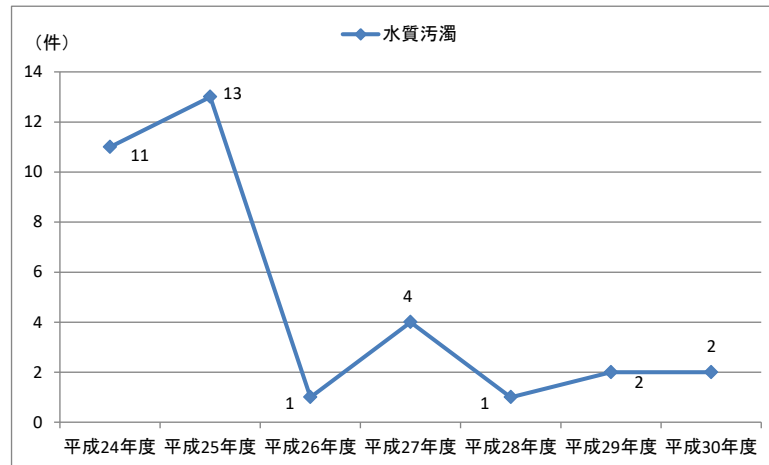


資料：鹿児島県公共用水域の水質測定結果

③ 水質汚濁の苦情

水質汚濁の本市における生活苦情相談件数は、平成24年度から平成30年度までの年間の平均が4.8件となっており、減少の傾向にあります。

生活苦情相談件数（水質汚濁）



資料：統計いちき串木野

(3) 土壌環境

鹿児島県では、土壌汚染防止法に基づく審査、指導を行っており、本市には指定区域はありません。また、ダイオキシンについては、発生源周辺7か所の県の常時監視結果では、環境基準を満たしています。

ダイオキシン類常時監視結果

ダイオキシン類(土壌)常時監視結果(平成30年度)		
調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
冠嶽	6.2	1000以下
生福①	12	
生福②	4.2	
生福③	12	
生福④	4.4	
生福⑤	6.7	
生福⑥	8.7	

資料：鹿児島県

(4) 騒音・振動

騒音については、道路に面する一地点の調査では、騒音の環境基準値を達成していますが、道路に面する住居等を含む地域では、一般国道の昼間で6.5%が評価基準に達していません。

振動については、平成24年度から平成30年度までで生活苦情相談も発生しておらず、特に問題とはなっていないようです。

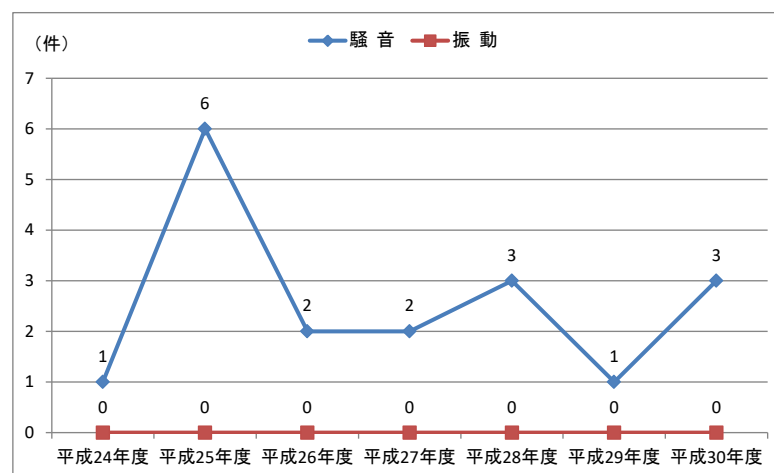
道路に面する地域における騒音調査結果

測定年	道路に面する地域における調査結果					
	路線	観測地点	測定値(デシベル)		環境基準(デシベル)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
平成30年	一般国道	湊町	69	62	70	65
平成29年	県道川内串木野線	野元	62	53	70	65
平成27年	県道串木野樋脇線	生福	63	52	70	65

道路に面する地域における騒音調査結果(平成30年度)							
実施主体	区分	評価 区間 延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)			
				住居等 戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間
鹿児島県	一般国道	271	202	26,878	84.6%	85.3%	85.8%
					22,747	22,930	23,070
	県道	379	256	34,702	92.6%	92.9%	94.6%
					32,125	32,246	32,834
	合計	649	458	61,580	89.1%	89.6%	90.8%
いちき 串木野市	一般国道	18	15	1,173	93.5%	93.5%	99.9%
					1,097	1,097	1,172
	県道	13	12	554	100.0%	100.0%	100.0%
					554	554	554
	合計	31	27	1,727	95.6%	95.6%	99.9%
					1,651	1,651	1,726

資料：鹿児島県大気・騒音調査結果

生活苦情相談件数（騒音、振動）



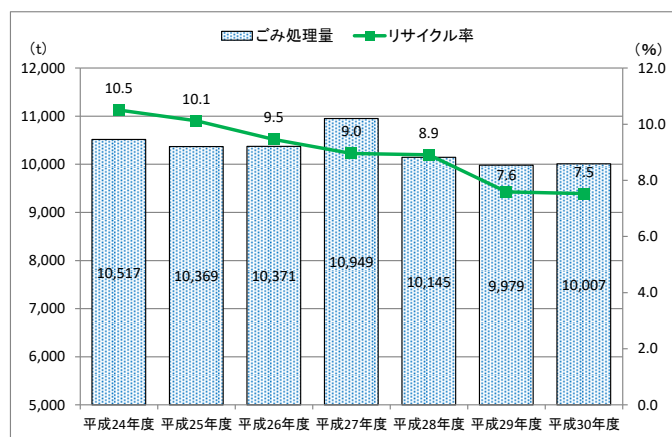
資料：統計いちき串木野

(5) 廃棄物等

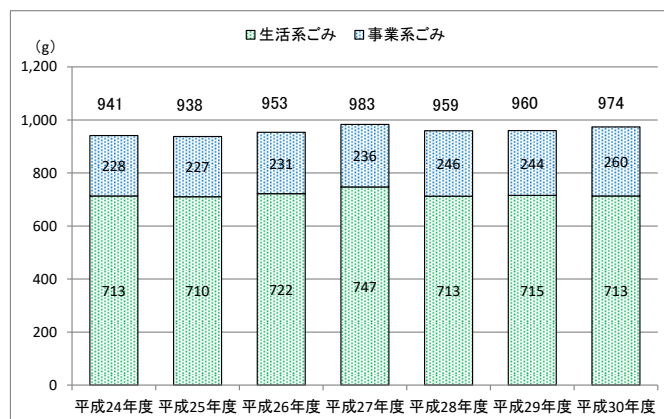
① ごみの排出量

本市のごみ排出量は、平成27年度の10,949t/年を境に減少傾向にあり、平成30年度には10,007t/年となっており、リサイクル率は平成24年度から減少傾向にあります。1人1日当たりの排出量は、平成30年度に974g/人・日となっており、これは鹿児島県の923g/人・日を上回っています。また、平成30年度で、生活系ごみの75%、事業系ごみの93%は可燃ごみとなっています。

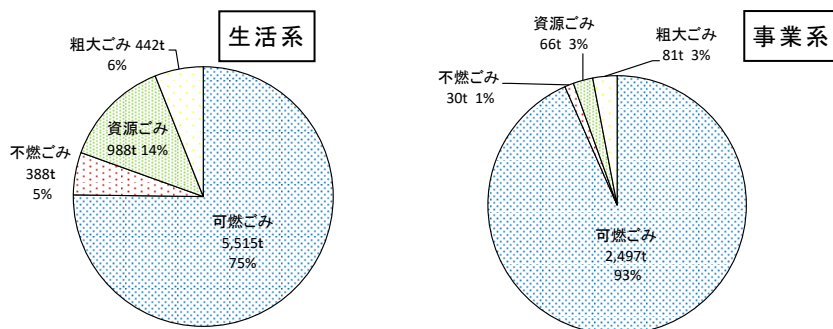
ごみ処理量とリサイクル率の推移



1人1日当たりの排出量の推移



生活系ごみと事業系ごみの内訳

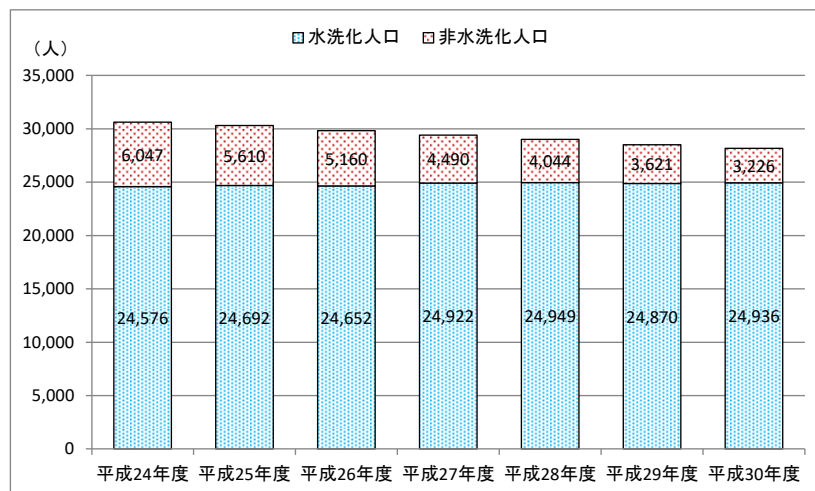


資料：環境省廃棄物処理技術情報

② 生活排水処理

本市では、生活排水の処理は、公共下水道、漁業集落排水、及び浄化槽を中心に行われており、平成30年度に生活排水の処理における水洗化率は88.5%となっています。公共下水道・漁業集落排水以外の地域では、合併処理浄化槽による処理を推進しており、補助制度を設けています。し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿や浄化槽汚泥は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で処理されています。

水洗化人口と非水洗化人口の推移

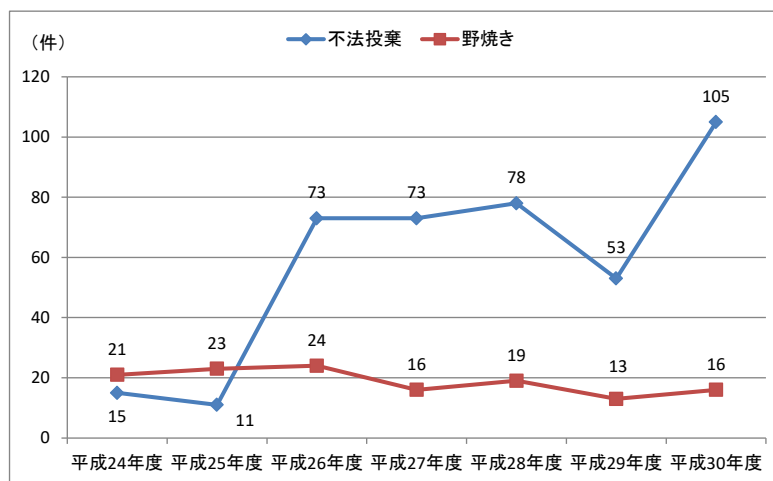


資料：環境省廃棄物処理技術情報

③ 不法投棄・野焼きの苦情

野焼きに対する生活苦情相談件数は、平成24年から平成30年までで平均18.9件となっており、件数に大きな変化はありませんが、不法投棄は平成30年度で105件と最も多く、増加の傾向にあります。

生活苦情相談件数（不法投棄、野焼き）



資料：統計いちき串木野

(6) 施策の進捗状況

① 【良好な生活基盤を確保する】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
汚水処理人口普及率	67.8%	70%	80.4%	

② 【循環型社会を形成する】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
生活系ごみの1日一人 当たりの排出量	713 g	530 g	720g	

③ 【低炭素社会を形成する】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
太陽光発電システム の設置件数	319件	366件	18件	令和元年度補助金廃止

3 地球環境

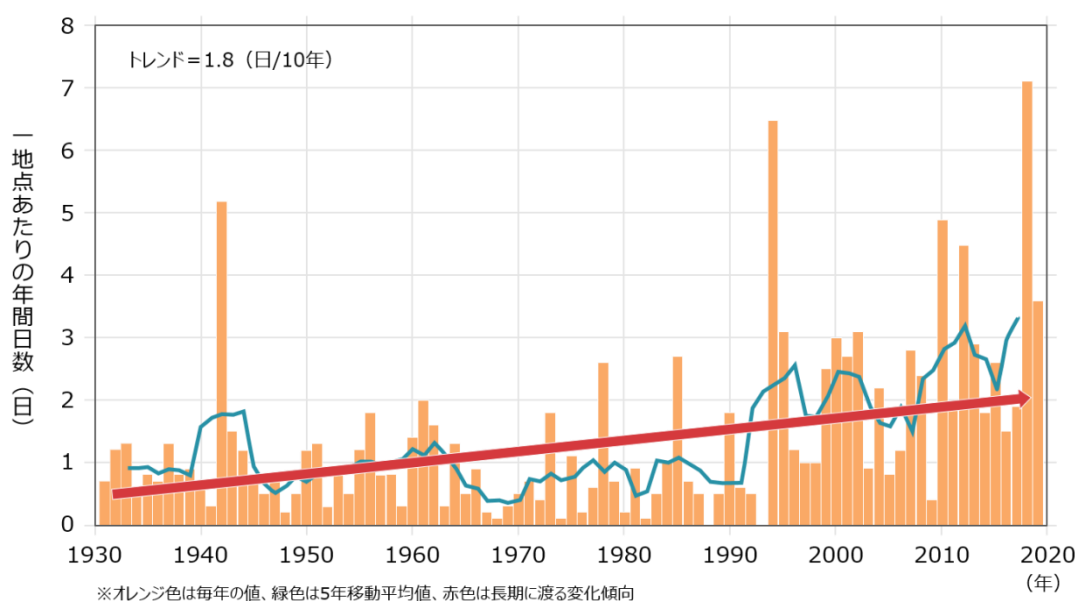
(1) 地球温暖化

地球温暖化は、地球規模での気温や海水温の上昇や、雪氷が広範囲にわたり融解する現象のような平均的な気温の上昇だけではなく、異常高温や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をとまっています。その影響は、日本では、サンゴが白くなる白化や藻場の消失、北上などによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想されており、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられています。

地球温暖化の主な原因は、人間の活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があり、18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間の活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進を更に進めるとともに、市民・事業者・市の全ての主体が、相互に連携しながら行動していく必要があります。

日本における猛暑日の推移



資料：気象庁ホームページ

(2) 生物多様性

地球上には 175 万種以上もの生き物が暮らしていて、まだ知られていない生き物も含めた総種数はおよそ 500 万～3,000 万種の間ともいわれています。これらの生き物はいろいろな環境に独自の進化をし、適応するとともに、関係し合いながら生活しています。生物多様性条約において、生物多様性とは、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

【生態系の多様性】他の生き物と相互に関係を保ちながら生息している生き物たちと、その基盤となる環境を生態系といい、森林・河川・湖・湿原など多様な環境など、それぞれの環境に適応した生き物がその環境における特有な生態系を形成しています。

【種の多様性】種は生物分類上の基本単位であり、子孫を残すことができるもの同士が一つの種を形成しており、動植物から微生物にいたるまで、いろいろな種類の生き物がいることを示しています。

【遺伝子の多様性】すべての生き物は親から子へ受け継がれる遺伝子を持っており、同種であっても生息する環境の違いに応じて個性が生まれ、体の構造、器官の発達などに違いが生じます。

3 つの生物多様性によって、私たちの命と暮らしが支えられており、酸素の供給、気温の調節などの基盤サービス、食べ物、木材、医薬品など暮らしの基礎の供給サービス、地域性豊かな文化を支えるなどの文化的サービス、山地災害、土壌流出の軽減など自然に守られる暮らしの調整サービスがあり、これらの生態系サービスは生物多様性に富んだ生態系で質が高いことが知られています。

種の絶滅や生態系の崩壊など生物多様性が危機に面している中、その原因である、生物の乱獲や開発、里地里山などの手入れ不足、外来生物の侵入など、更に原因とされる地球温暖化にも注視し行動していくことがのぞまれています。



4 快適環境

(1) 公園・緑地

本市の総公園数は、平成30年で、47箇所、67.4haで、市民1人当たりの公園面積は23.6㎡となっており、都市計画区域内では39箇所、52.3haで、市民1人当たりの公園面積は20.5㎡と、鹿児島県の13.9㎡を上回っています。地域に合った公園・緑地の整備を推進し、施設の維持・管理に努める必要があります。

公園の現況（平成30年）

総数			都市計画区域内		
公園数	面積(ha)	市民1人当たり 面積(㎡)	公園数	面積(ha)	市民1人当たり 面積(㎡)
47	67.4	23.6	39	52.3	20.5

資料：統計いちき串木野

(2) 歴史的文化資源

本市には、国指定の文化財をはじめとする多くの指定文化財と記念物や、文化庁によって日本遺産に認定された串木野麓、串木野城跡などがあります。文化財や伝統芸能などは市民共有の財産であり、その保存と活用を図っていくことは郷土の特色や魅力の再発見につながり、将来の本市の発展のために、非常に重要です。

祇園祭



うっがんだんの森



ガウंगाウン祭



薩摩焼発祥の地



文化財

分類			区分				
			名称	所在地	指定年月日		
国指定	重要無形民俗文化財		市来の七夕踊	大里	S. 56. 1. 28		
国登録	登録有形文化財		市来大迫家住宅	湊町	H. 30. 3. 27		
県指定	民俗文化財	無形民俗文化財	深田神社春祭に伴う芸能 ガウンガウン祭	野元(深田神社)	S. 37. 10. 24		
			羽島崎神社春祭に伴う芸能 (田打・船持祝) 太郎太郎祭	羽島(羽島崎神社)	S. 37. 10. 24		
	記念物	天然記念物	仙人岩の植物群落 キクシノブ・ヤッコソウの自生地	冠岳13511	S. 29. 5. 24		
		史跡	来迎寺跡墓塔群	大里	S. 42. 3. 31		
市指定	記念物	史跡	市来貝塚	川上	H. 6. 3. 16		
			驪龍巖(りりょうがん)	西島平町140	S. 42. 3. 24		
			さつま焼発祥の地	照島(北本壺屋)2583	S. 42. 3. 24		
			留学生渡欧の地	羽島(浜田)4980	S. 42. 3. 24		
			大中公の廟	上名	S. 42. 3. 24		
			冠嶽史跡	冠岳(東嶽)13511	S. 42. 3. 24		
			串木野氏の墓	上名(大道庵)4855	S. 42. 11. 8		
			北口屋橋	芹ヶ野15541ー2	H. 8. 5. 17		
			椿平橋	芹ヶ野14170ー1	H. 8. 5. 17		
			来迎寺墓塔群	大里	S. 36. 4. 1		
			金鐘寺跡	大里	S. 36. 4. 1		
			舟着場跡	大里	S. 36. 4. 1		
			鍋ヶ城跡と惟宗廣言の墓	大里	S. 36. 4. 1		
			町門の跡	湊町	S. 36. 4. 1		
			川口番所跡	湊町	S. 36. 4. 1		
			お仮屋跡	湊町	S. 36. 4. 1		
			孝子徳右衛門の墓	湊町	S. 36. 4. 1		
			お仮屋通門	湊町	S. 36. 4. 1		
			川上城跡	川上	S. 42. 3. 31		
			岩屋観音	湊町	S. 45. 3. 1		
			川野家武家門	川上	S. 45. 3. 30		
			中原の治水溝	大里	S. 56. 6. 1		
			川上中組墓塔群	川上	S. 56. 6. 1		
		旧入来邸武家屋敷と古木	上名2798	H. 29. 1. 24			
		天然記念物	うっがんどんの森	中尾町	S. 49. 4. 26		
			十里塚の榎	旭(金山)	H. 12. 7. 13		
			蘇鉄	冠岳小学校	H. 12. 7. 13		
		有形文化財	工芸品	高麗神社の狛犬他1点	野元	S. 42. 3. 24	
				冠嶽不動尊	冠岳13511	S. 42. 3. 24	
				アネロイド晴雨計	大里	S. 52. 12. 15	
			古文書	冠嶽山鎮国寺頂峯院文書 並縁起写等4件	歴史民俗資料室	S. 43. 2. 20	
				串木野土族明細帳(控)	歴史民俗資料室	S. 43. 2. 20	
				知行名寄帳等5件	浜ヶ城	S. 43. 2. 20	
				横目勤御用向覚書一冊	上名	S. 56. 12. 1	
				歳徳大神掛軸と由来書	湊町	H. 4. 6. 2	
			その他	「山之神神社」の棟札	歴史民俗資料室	S. 49. 4. 26	
				金鐘寺仏像	大里	S. 36. 4. 1	
				西郷南州翁の書	湊町	S. 51. 12. 24	
			有形民俗文化財		一石並立型 田の神	鎚桶	H. 6. 7. 28
					神像型 田の神	坂下	H. 6. 7. 28
		無形民俗文化財	野元の虎とり		野元	S. 53. 11. 28	
			羽島南方神社太鼓踊		羽島1672	S. 62. 2. 26	
			虫追踊		大里	S. 36. 4. 1	
			祇園祭		湊町	S. 36. 4. 1	
川上踊			川上	S. 42. 3. 31			

資料：統計いちき串木野

(3) 施策の進捗状況

① 【潤いのある町並みを創る】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
市民一人当たりの公園面積(都市計画区域内)	12.44m ²	13.00m ²	20.50m ²	

② 【伝統・歴史・文化を活かす】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
歴史や伝統に関するまちの雰囲気を感じ取る人の割合	20.5%	68.5%	31.5%	市民アンケートにおける環境の現状について「どちらともいえない」が「かなり満足」「やや満足」に移行した場合を想定

5 環境保全体制

(1) 環境教育・学習

市民アンケートでは、「ごみ出しのマナーやポイ捨てなどについて」や「市民の環境に対するモラル（道徳）について」は満足度が低く、重要度が高いという結果になっており、また、子どもたちには、家庭内での身近なしつけや環境教育と、学校や地域が主体となった環境教育・環境保全活動を通して環境にやさしい生活習慣を身につけてほしいということが挙げられています。また、事業所アンケートでは、事業所が求める情報として、「環境問題の現状に関する情報」が最も多く、「行政の環境への取組」も多く挙げられています。

市民一人ひとりが環境に対して自主的に行動することに繋がるように、様々な立場や年齢層に応じた環境教育・学習の実施と、インターネット、市広報紙など、いろいろな媒体を活用し、より多くの人が迅速に情報を得て、行動のできる体制が必要とされています。

(2) 環境保全・創造活動への取組

市民アンケートでは、市民活動への参加意識は高く、また、事業所アンケートでも地域活動への参加意識は高くなっており、環境保全活動への参加意識は高いと言えますが、市民・事業者・市のそれぞれの中で、さらに、各主体間でのネットワーク、協働体制の強化が必要とされています。

(3) 施策の進捗状況

① 【環境教育・学習に取り組む】

進捗指標	平成23年	目標	令和元年	備考
まちづくり出前講座の活用数	41件	50件	46件	

② 【環境保全・創造活動に取り組む】

進捗指標	平成23年	目標	令和元年	備考
こどもエコクラブ活動の登録団体数	1件	2件	0件	

③ 【重点施策・マイバッグ運動の推進】

進捗指標	平成 23年	目標	令和 元年	備考
マイバッグ持参者の 割合	54.0%	74.0%	83.0%	市民アンケートにおける実 施意向を反映させた数値

6 アンケート調査

(1) アンケート調査概要

このアンケートは、いちき串木野市第2次環境基本計画の策定にあたり、市民・事業者の日常的な環境の保全や創造のための行動や、市の環境行政に対する意見・要望などを計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

① 市民アンケート調査概要

実 施 期 間	令和2年7月7日(火)～令和2年7月27日(月)
対 象 者 数	市内に居住する13歳以上の住民2,000人
調査実施方法	発送・回収方法：郵送
回 収 率	42.4%（回収調査票数847／実施調査票数2,000）
主要調査項目	■対象者の状況 ■地域の環境について ■環境の保全や創造のための行動について ■子どもたちに身につけてほしい環境保全行動等 ■市の環境に関する施策について

② 事業所アンケート調査概要

実 施 期 間	令和2年7月7日(火)～令和2年7月27日(月)
対 象 者 数	市内で営業する100事業所
調査実施方法	発送・回収方法：郵送
回 収 率	41.0%（回収調査票数41／実施調査票数100）
主要調査項目	■事業所の状況 ■環境保全対策の取組状況と今後の意向 ■環境保全に関する施策について ■環境保全に関する取組や目標設定について ■行政に期待する支援策について

(2) アンケート調査結果概要

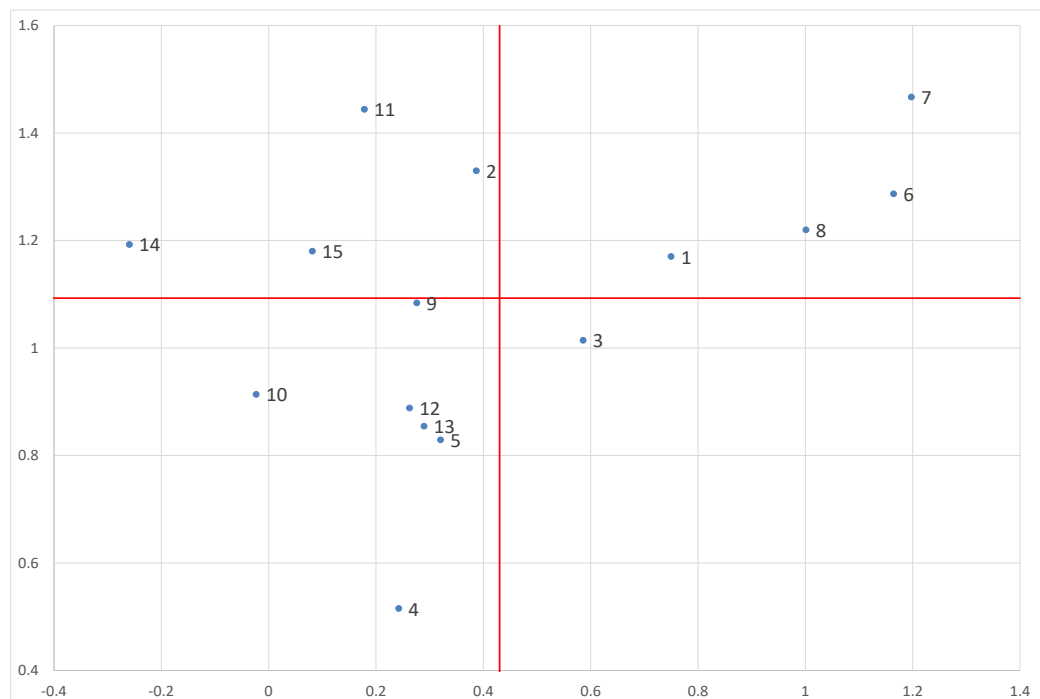
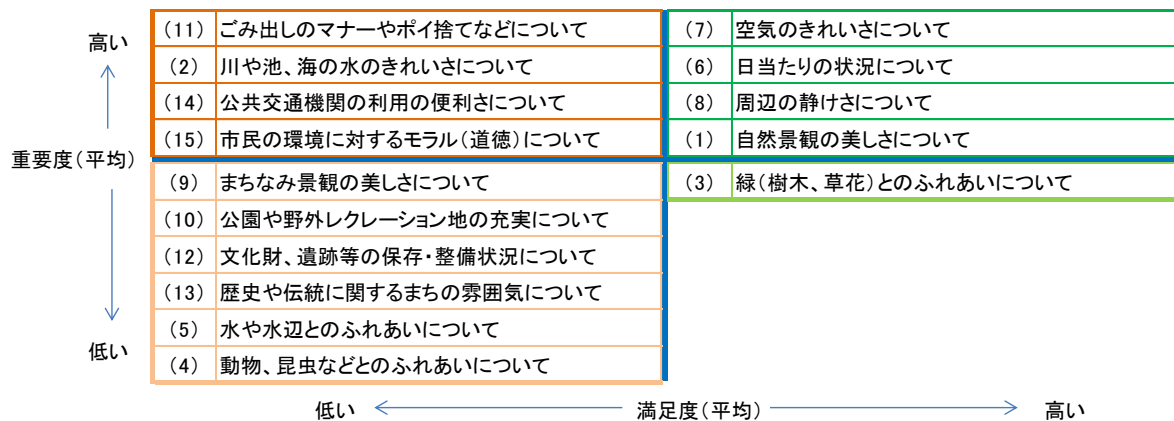
① 住いの周辺環境の状況について

【市民アンケート問2】

「満足度」、「重要度」がともに高いのは、「空気のきれいさ」、「日当たりの状況」、「周辺の静けさ」、「自然景観の美しさ」の4項目で、重点的に維持する必要がある。「満足度」が低く、「重要度」が高い「ごみ出しのマナーやポイ捨てなど」、「川や池、海の水のきれいさ」、「公共交通機関の利用の便利さ」、「市民の環境に対するモラル（道徳）」の4項目は重点的に改善する必要があります。

重要度が平均を下回っている項目については、満足度が高い項目については維持、低い項目については改善の方向で施策等へ反映させていく必要があります。

住いの周辺環境の状況

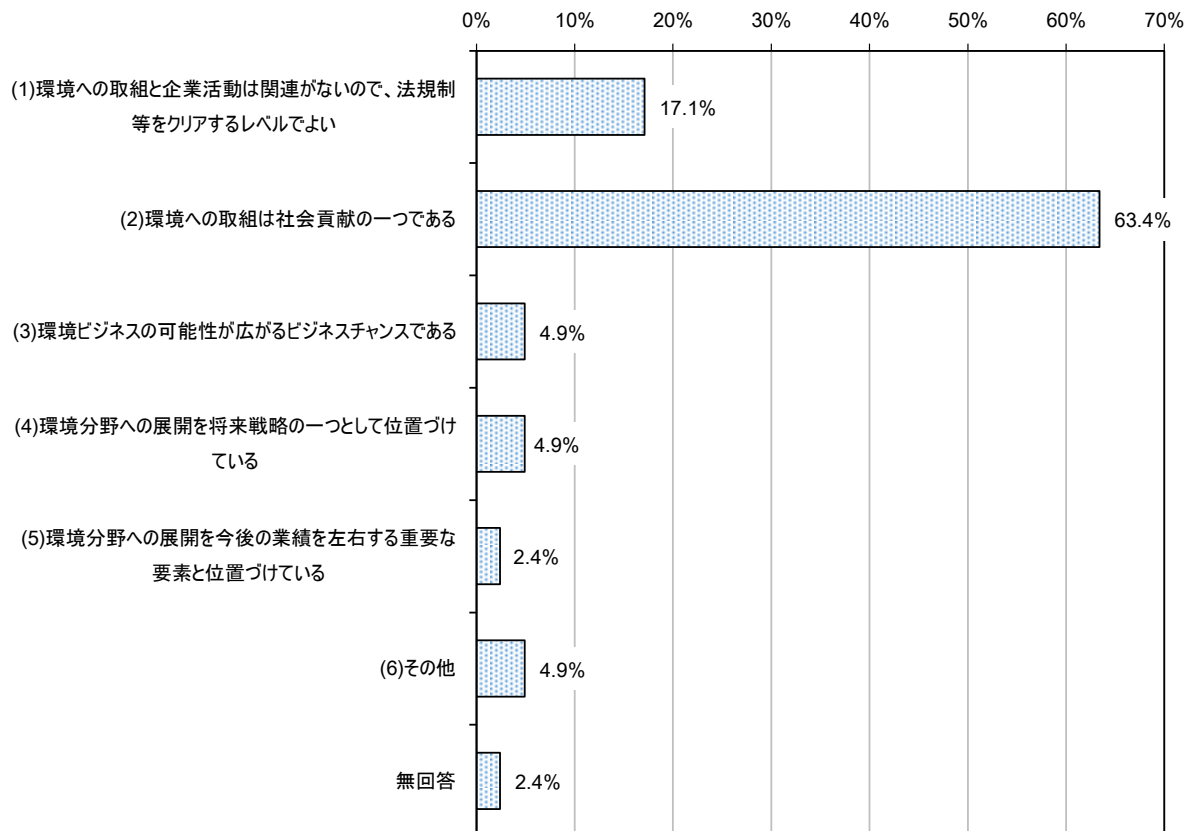


② 事業活動における環境の位置づけについて

【事業所アンケート問2】

(1)から(5)へ順に、環境への取組を企業活動の中で重要視していると考えられる中で、「環境への取組は社会貢献の一つである」が63.4%を占めており、「環境への取組と企業活動は関連がないので、法規制等をクリアするレベルでよい」が17.1%と続いています。

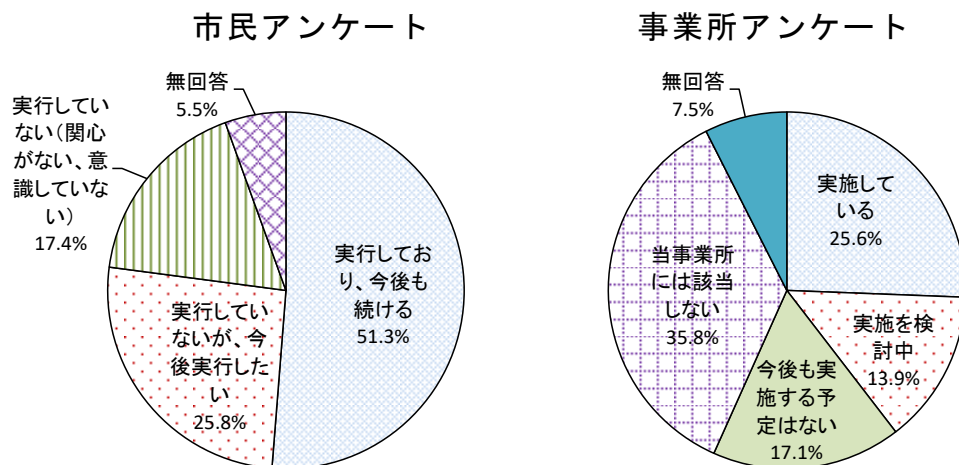
事業活動における環境の位置づけ



③ 環境の保全や創造のための行動について

【市民アンケート問3】【事業所アンケート問8】

市民アンケートでは、30項目の質問に対して「実行しており、今後も続ける」が51.3%、事業所アンケートでは、32項目の質問に対して「実施している」が25.6%となっていますが、「当事業所には該当しない」「無回答」を除くと、「実施している」は45.2%となり、市民、事業所とも約半数が環境の保全や創造のための行動を実行していると考えられます。



「実行している」上位の項目は、電気や資源を使わないようにする省エネルギー行動、ごみ問題、自然環境・景観の保護に関する行動が挙げられています。

環境の保全や創造のための行動（上位5位）

順位	設問番号	市民アンケート	実行しており、今後も続ける
1	(24)	行楽地などではごみは持ち帰るように気をつけている	89.7%
2	(17)	洗濯物はできるだけまとめて洗うようにしている	84.8%
3	(1)	買い物袋(マイバッグ)を持参し、レジ袋は受け取らないようにしている	82.8%
4	(23)	自然にある木の枝を折ったり、山林、海岸に車で乗り入れたりなど、自然を傷つけることはしないようにしている	80.6%
5	(6)	ものを長く使うことを心がけている	80.0%
順位	設問番号	事業所アンケート	実施している
1	(15)	昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す	80.0%
2	(6)	紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する(両面コピーなど)	79.4%
3	(23)	事業所周辺の美化清掃活動を行う	73.0%
4	(5)	店舗に缶・ビン、紙パック、トレイなどの回収ボックスを設置する	71.4%
5	(7)	事業所のごみを減らすよう努力する	71.1%

市民アンケートの「実行しており、今後も続ける」で、下位の1位から4位までの項目は、「実行していないが、今後実行したい」と40%前後が挙げており、関心が高いことがうかがえます。

事業所アンケートでは、「実施している」で、下位の1位から4位までの項目は、エネルギーマネジメントシステムの導入や、ISO14001やエコアクション21の認証などのための情報提供などが必要とされています。

環境の保全や行動のために参加しやすい組織づくりと、セミナー等の開催を通して、情報の提供と啓発の活動を行い、太陽光発電等の創エネルギーや省エネルギー設備の設置には経済的な負担を軽減する施策等がのぞまれています。

環境の保全や創造のための行動（下位5位）

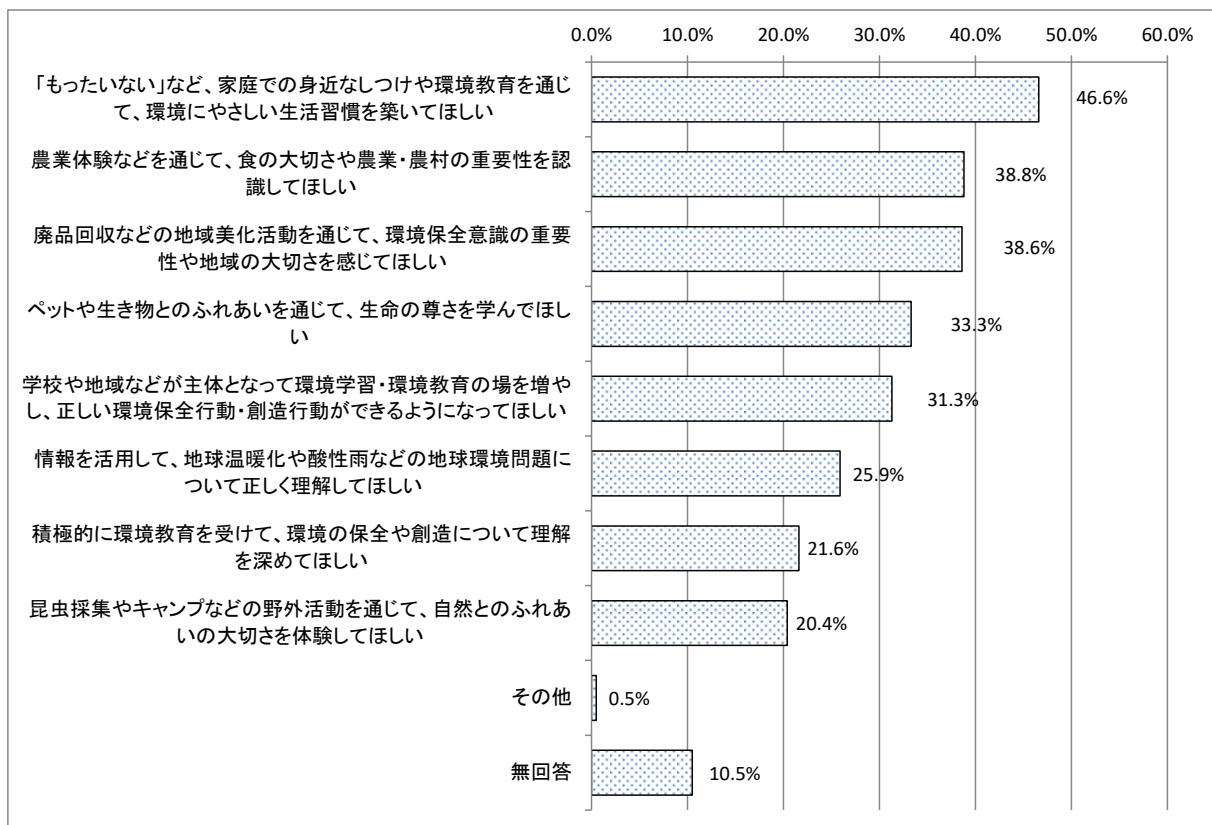
順位	設問番号	市民アンケート	実行しており、今後も続ける
1	(27)	ホタルや魚などの保護活動に参加している	4.7%
2	(30)	歴史的まち並み景観を保存する活動に参加している	6.1%
3	(9)	生ごみ処理機やコンポスト容器等を利用している	12.4%
4	(22)	雨水を溜めて、洗車や庭木の水やり等を利用している	15.1%
5	(13)	太陽光発電など、再生可能エネルギーを導入・活用している	16.6%
順位	設問番号	事業所アンケート	実施している
1	(32)	BEMSやFEMSなどのエネルギーマネジメントシステムを導入している	0.0%
2	(31)	エコアクション21やKESなどの認証・登録をしている	0.0%
3	(10)	ノーマイカーデーを設ける	3.2%
4	(12)	エネルギーの高効率供給設備を利用する(コージェネレーション、ヒートポンプ等)	3.4%
5	(20)	雨水の利用施設を設置する	6.7%

④ 子どもたちに身につけて欲しい環境保全・創造行動について

【市民アンケート問4】

子どもたちに身につけて欲しい環境保全・創造活動は、「もったいないなど、家庭での身近なしつけや環境教育を通じて、環境にやさしい生活習慣を築いてほしい」が最も多く、割合が多い上位の項目から、身近なところで、体験を通して環境の重要性などを認識してくれることを重要と考えていることがうかがえます。

子どもたちに身につけて欲しい環境保全・創造行動

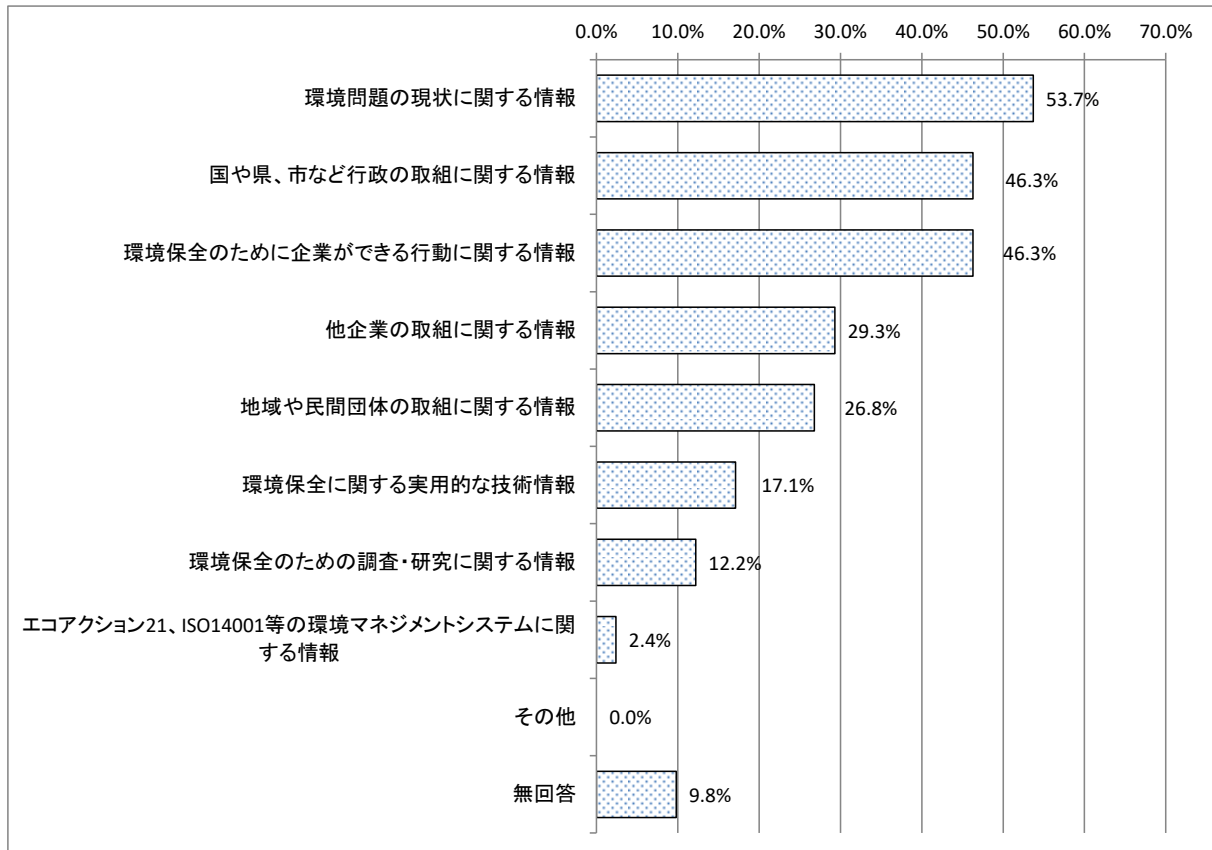


⑤ 行政から提供して欲しい環境保全に関する情報について

【事業所アンケート問10】

事業活動では、廃棄物やごみの発生は避けられず、処理における問題など、環境に配慮した事業活動に取り組むことは、経済的なコスト負担が大きくなることから、補助金等に関する情報などを含めた行政からの環境に関する情報の提供が必要とされています。

行政から提供して欲しい環境保全に関する情報



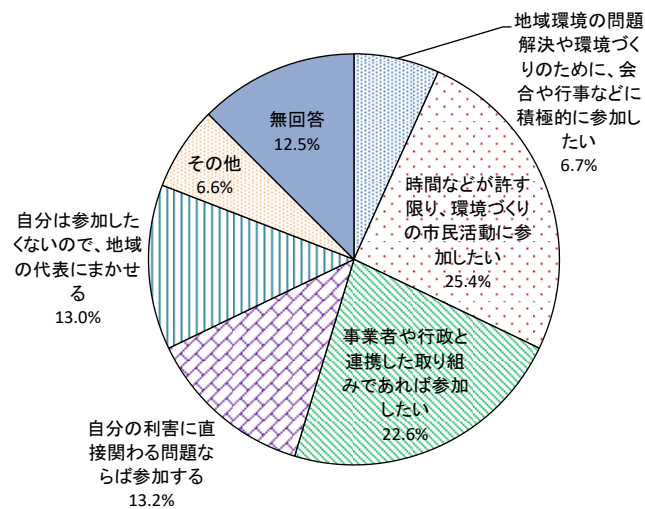
⑥ 市民活動・地域活動にどの程度参加するかについて

【市民アンケート問6】【事業所アンケート問9】

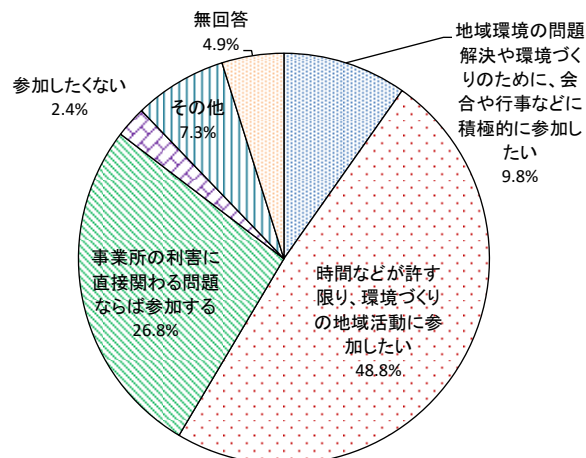
市民アンケートでは、「積極的に参加したい」は6.7%ですが、「参加したい」の合計は67.9%となり、市民活動への関心の高さがうかがえます。「参加しない」理由としては、高齢であることなどが挙げられています。

事業所アンケートでは、「積極的に参加したい」は9.8%ですが、「参加したい」の合計は85.4%に上り、地域活動への関心は高く、「参加しない」理由としては、多忙であることが挙げられています。

市民アンケート



事業所アンケート



⑦ 環境保全に関する市の施策について

【市民アンケート問7】【事業所アンケート問7】

市民アンケート、事業所アンケートともに、「ごみの減量やリサイクルの推進」が最も高く、上位4位までは同じ項目が関心を集めています。

本計画の対象範囲で関心が高い項目は次のようになります。

自然環境：生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全

生活環境：ごみの減量やリサイクルの推進

地球環境：地球温暖化や酸性雨等の地球環境問題

快適環境：公園緑地や水辺整備等の潤いのあるまちづくり

環境保全体制：学校や市民向けの環境教育の推進

環境保全に関する市の施策について

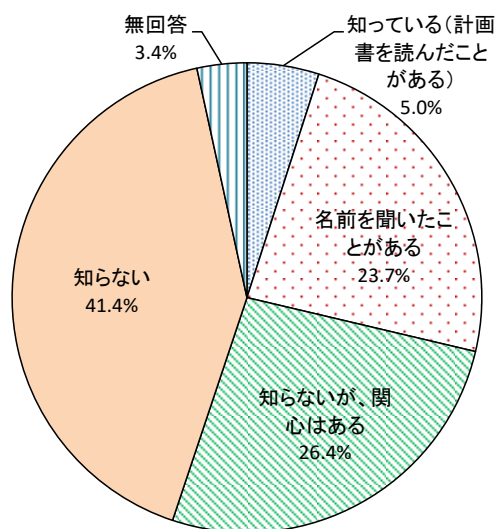
順位	設問番号	市民アンケート	設問番号	事業所アンケート
1	(3)	ごみの減量やリサイクルの推進	(3)	ごみの減量やリサイクルの推進
2	(5)	大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策	(1)	生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全
3	(2)	省エネルギーや資源の有効利用	(2)	省エネルギーや資源の有効利用
4	(1)	生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全	(5)	大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策
5	(12)	地産地消などの食育の推進	(10)	地球温暖化や酸性雨等の地球環境問題
6	(10)	地球温暖化や酸性雨等の地球環境問題	(9)	公園緑地や水辺整備等の潤いのあるまちづくり
7	(6)	学校や市民向けの環境教育の推進	(6)	学校や市民向けの環境教育の推進
8	(9)	公園緑地や水辺整備等の潤いのあるまちづくり	(12)	地産地消などの食育の推進
9	(4)	車の騒音や排気ガス等の都市交通問題	(8)	歴史的文化財の保存や芸術・文化の振興
10	(11)	環境保全型農業の推進	(4)	車の騒音や排気ガス等の都市交通問題
11	(13)	環境保全活動団体、環境リーダーなどの育成	(11)	環境保全型農業の推進
12	(8)	歴史的文化財の保存や芸術・文化の振興	(13)	環境保全活動団体、環境リーダーなどの育成
13	(7)	環境保全運動への市民参加の推進	(7)	環境保全運動への市民参加の推進

⑧ いちき串木野市環境基本計画の認知度について

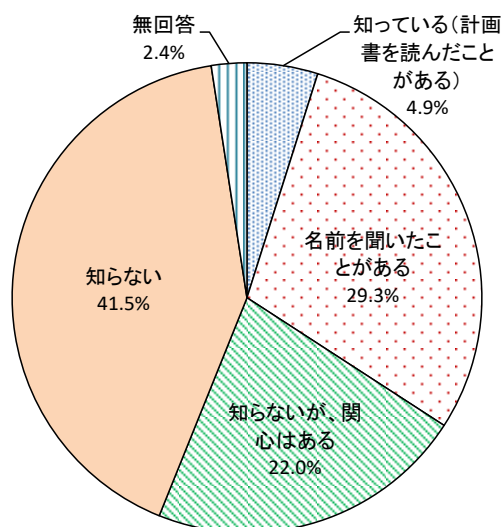
【市民アンケート問8】【事業所アンケート問6】

市民アンケート、事業所アンケートともに、「知っている（計画書を読んだことがある）」は約5%で、「知らない」、「知らないが、関心はある」が合計で3分の2程度を占めていて、計画の認知度が低いことが分かります。環境基本計画の実行には、市民、事業者のそれぞれの役割を求め、その協力が重要となります。様々な機会を通して、計画の認知度を高め、計画の内容の周知とパートナーシップの構築の工夫が必要とされます。

市民アンケート



事業所アンケート



第4章 望ましい環境像と分野別目標

1 望ましい環境像

2 分野別目標

SDGs ゴールとターゲットの例

【SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標】

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、気候変動や平和など広範囲にわたって 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。その理念は、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の 3 つの側面における持続可能な開発を推進するものです。SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられており、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとされています。

第4章 望ましい環境像と分野別目標

1 望ましい環境像

本市の環境の特性と課題を考慮し、将来を見据えた望ましい環境像は、前計画に引き続き、次のとおりとします。

望ましい環境像

みんなではぐくむ、水と緑と共生するまち・いちき串木野



本市は、豊かな自然と、様々な生き物が暮らしているまちです。本計画の策定に伴い実施した市民アンケート調査においても、市民の多くが本市の最も大切にしていきたい環境として豊かな自然環境を挙げています。しかし、社会環境の変化により、その質や量も変化し、身近な生き物も少しずつ姿を消しています。本市の豊かな自然環境は、市民・事業者・市の共通の財産であり、これを未来の子どもたちに引き継いでいくためには、各主体の協働により、ごみの減量やリサイクルの推進をはじめ、豊かな自然環境の保全、地球温暖化対策など、持続的な発展が可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

多くの国や自治体、企業などで取組が活発化している SDGs を、本計画において取組むこととします。本計画で掲げる環境像、環境目標等は、SDGs の 17 のゴール（目標）と 1、5、10、16 を除いたゴールで関係しています。



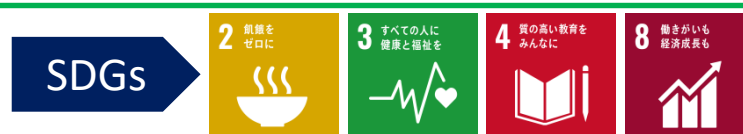
2 分野別目標

望ましい環境像である「みんなではぐくむ、水と緑と共生するまち・いちき串木野」の実現に向け、前計画の4分野から、「生活環境・地球環境」を「生活環境」、「地球環境」の2分野に分け、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「快適環境」、「環境保全体制」の5分野により施策を進めていきます。



1 自然環境分野

豊かな自然環境の保全とふれあいの推進



本市の自然環境の基盤である生物多様性について、現状の把握と保全により、生物多様性の維持・向上と地域の活性化の両立を図ります。豊かな緑と水に育まれた様々な恵みを本市の魅力として活用し、次の世代に引き継いでいきます。

2 生活環境分野

環境にやさしい暮らしの実践



健康的で文化的な生活を享受するために欠けてはならない、大気汚染や水質汚濁などの公害がなく、3R運動などの実行による循環型のまちの創出を進めていきます。私たち一人ひとりの生活スタイルを見直し、できることから実践する体制を推進します。

3 地球環境分野

環境負荷の少ない環境の創出



市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネやエコドライブ等に取り組むとともに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全等に取り組んでいきます。

4 快適環境分野

自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保



本市は、市街地等の生活空間と豊かな自然が隣接しており、古くから継承されてきた伝統芸能、重要な文化財とともに、物の豊かさから心の豊かさへ、これらの資源を活かして景観的にも精神的にも快適な生活空間の確保を目指します。

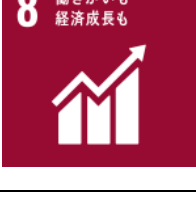
5 環境保全体制分野

環境を守り活かす地域づくりの推進



市民・事業者・市の三者の情報共有を図り、取組の継続に向け、子どもたちや取組の担い手、後継者の育成を進めるとともに、三者が協働できる体制の構築や機会の創出を進めていきます。

第4章 望ましい環境像と分野別目標

【SDGs】	ゴール（目標）	ターゲット（達成目標）の例
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	● 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ● 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる ● 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	● 妊産婦の死亡率を削減する ● 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ● 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	● 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ● 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ● 高等教育に平等にアクセスできるようにする
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	● 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ● 水に関わる生態系を保護・回復する ● 様々な手段により水質を改善する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	● エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ● 再生可能エネルギーの割合を増やす ● エネルギー効率の改善率を増やす
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	● 一人当たりの経済成長率を持続させる ● 高いレベルの経済生産性を達成する ● 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の実立や成長を奨励する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	● 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ● 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす ● 小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する

11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	●住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ●交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する ●世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する
12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	●持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施する ●天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ●化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	●気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ●気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ●気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	●海洋汚染を防止・削減する ●海洋・沿岸の生態系を回復させる ●海洋酸性化の影響を最小限にする
15 陸の豊かさを守ろう 	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	●陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ●森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ●生物多様性を含む山地生態系を保全する
17 パートナリープで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	●持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する ●開発途上国のための追加的資金源を動員する ●さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

第 5 章 施策の展開

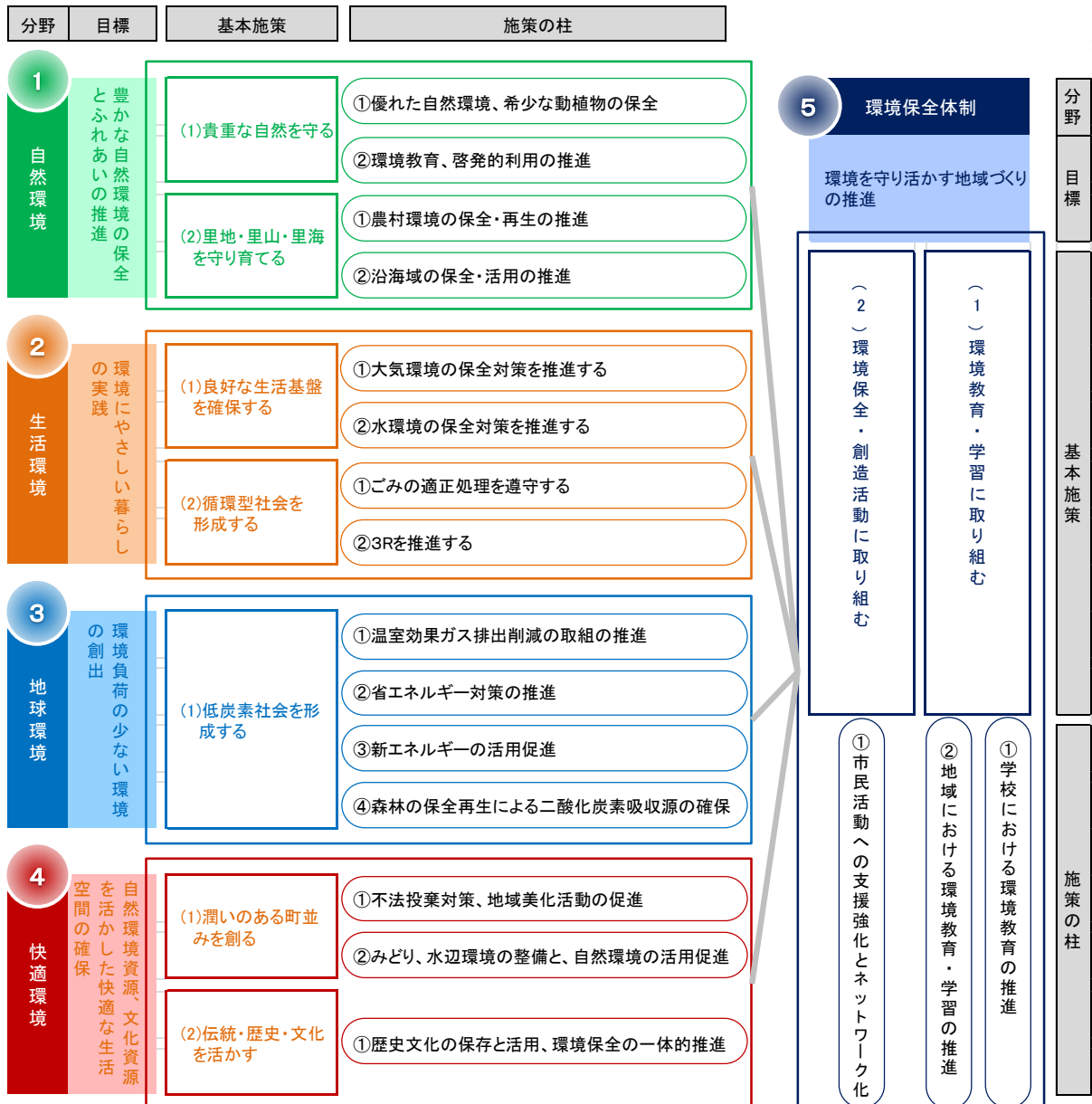
分野別の基本施策と施策の柱

- 1 自然環境
- 2 生活環境
- 3 地球環境
- 4 快適環境
- 5 環境保全体制

第5章 施策の展開

【分野別の基本施策と施策の柱】

5つの分野の目標の達成に向けて、9つの基本施策と18の施策の柱を以下のとおり設定します。



1 自然環境

環境目標 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

本市の豊かな自然を保全していくことを、事業活動などに配慮し次の世代に継承するためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。市は目標達成のための施策を展開するとともに、教育活動や調査・情報の提供などにより市民・事業者の意識の向上に努めていきます。

■基本施策と施策

【基本施策1】 貴重な自然を守る	
施策の柱	施策
① 優れた自然環境、希少な動植物の保全	市有林の適切な管理
	保安林の機能維持と活用
	海岸線の浸食対策
	自然環境調査の実施
	外来生物対策の推進
	ウミガメ保護監視活動の推進
② 環境教育、啓発的利用の推進	自然観察会・自然体験型学習の実施

【基本施策2】 里地・里山・里海を守り育てる	
施策の柱	施策
① 農村環境の保全・再生の推進	鳥獣害防止施設整備
	いちき串木野市農村環境整備計画策定
	いちき串木野市民農園貸付
	いきものと共生する農村環境の整備
	観光農園の設置推進
	農業体験の促進
	森林資源の保存と活用
	荒廃樹林地の保全・管理
	グリーンツーリズムの推進
② 沿海域の保全・活用の推進	魚類種苗の放流
	魚礁漁場の整備
	ブルーツーリズムの推進

■市民・事業者の取組

市 民	・地域の自然に目を向け、その役割や歴史、生物等に親しめるイベントを企画、参加します。 ・自然林や野生生物等の自然保護活動に参加します。 ・植林や間伐など、森林管理活動に参加します。 ・市民農園の活用など、野菜作りを通じて里地・里山の保全活動に参加します。
事業者	・自然環境を保護する事業の支援に努めます。 ・事業活動を行う際は、自然環境の保全に配慮するよう努めます。 ・地域の自然に親しむためのイベントに参加・協力します。 ・環境保全型農業、資源循環型農業の取組に努めます。

■施策と具体的な取組

基本施策 1	市有林の適切な管理	森林組合と連携して、火災・風水害・盗伐・不法投棄等の対策を行い、市有林の適切な管理を行う。
	保安林の機能維持と活用	潮害防備、保健などの公益的機能を有する松林を、松くい虫の被害から守るため、薬剤散布を行い、健全な状態に保全する。
	海岸線の浸食対策	土砂の供給源対策や飛砂防止対策、工事や浚渫による廃砂の活用など、海岸環境保全対策を検討するとともに、環境整備の際の工法を生態系に配慮したものとする。
	自然環境調査の実施	鹿児島県の自然環境調査事業に協力するとともに、情報の収集に努める。
	外来生物対策の推進	鹿児島県と協力して市内の外来生物による被害の状況を把握するとともに、市民への情報提供、啓発に努める。
	ウミガメ保護監視活動の推進	鹿児島県や地域との連携により、県事業の「ウミガメ保護監視員設置事業」等の保護対策を推進する。
	自然観察会・自然体験型学習の実施	冠岳歴史自然の里、吹上浜県立自然公園の公園施設等を利用して、自然観察会・自然体験型学習を実施する。

基本 施策 2	鳥獣害防止施設整備	有害鳥獣による被害作物の減少を目指し、防護用電気柵の設置費用の補助を行う。
	いちき串木野市農村環境整備計画策定	自然環境の保全、生産環境の整備、快適な生活空間の実現を目指し、農業農村整備を総合的、効率的に実施するために「いちき串木野市農村環境整備計画」を策定する。
	いちき串木野市民農園貸付	市民が野菜、花等の栽培を通じて、自然に触れ合い、農業に対する理解を深めること等を目的に、市が設置するいちき串木野市民農園の貸付を行う。
	いきものと共生する環境の整備	基盤整備等の際には、ホタル水路などの多自然型水路の整備など、環境に優しい方法の検討を行う。
	観光農園の設置推進	耕作・管理放棄地の有効利用を図るため、観光農園の設置を推進する。
	農業体験の促進	食と農の大切さと、地域の良さを伝えることを目的として、子どもと共に農家体験をする機会やしくみをつくる。
	森林資源の保存と活用	森林の優れた景観、多面的機能を活かして、森林公園施設等の整備を推進し、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、木材加工等の活動を推進する。
	荒廃樹林地の保全・管理	放棄果樹園、竹林等の手入れ不足により荒廃した森林や山林の管理を市民、事業者の協働により推進する。
	グリーンツーリズムの推進	修学旅行の受け入れや農家民泊体験などを推進し、農山村と都市との交流や地域活性化を図る。
	魚類種苗の放流	栽培漁業の一環として行っている漁協の種苗放流に対して、稚魚購入費等の経費を補助することにより、魚族資源の確保と水揚量の拡大を図る。
	魚礁漁場の整備	水産動物の産卵・育成の場として重要な藻場の分布状況等を調査・把握し、機能の維持・回復に資する環境保全活動を行うとともに、魚礁の設置による水産資源の増大と豊かな生態系の維持回復を図る。
	ブルーツーリズムの推進	漁村への滞在を通じて都市との交流や地域活性化を図る。

■進捗指標と数値目標

(1) 貴重な自然を守る

進捗指標	令和元年	目標	備考
ウミガメ保護監視員の登録数	6人	8人	

(2) 里地・里山・里海を守り育てる

進捗指標	令和元年	目標	備考
市民農園の箇所数	1箇所	2箇所	

2 生活環境

環境目標 環境にやさしい暮らしの実践

健康で安心して生活できる環境づくりのためには、関係機関及び事業者の日常的な取組が必要となり、市はそれらの取組が継続して実施されるような施策の展開に努めます。ごみの適正処理と、「資源やごみになるものの利用を抑制する(reduce リデュース)」、「使えるものは繰り返し使う(reuse リユース)」、「発生したごみは、資源として有効利用する(recycle リサイクル)」の3R運動の定着に努めます。

■基本施策と施策

【基本施策1】 良好な生活基盤を確保する	
施策の柱	施策
① 大気環境の保全対策を推進する	野焼きの禁止の徹底
	光化学オキシダント及びPM2.5対応の構築
	交通騒音・振動対策
	公害の未然防止
② 水環境の保全対策を推進する	水質汚濁物質発生源対策の推進
	公害防止対策の推進
	公共下水道の普及促進
	合併処理浄化槽の普及促進
	水辺環境の美化
	漁業集落排水事業の推進

【基本施策2】 循環型社会を形成する	
施策の柱	施策
① ごみの適正処理を遵守する	最終処分場の延命化と適地の確保
	一般廃棄物処理基本計画の策定
② 3Rを推進する	電気式生ごみ処理機購入設置補助
	資源物回収活動団体補助事業
	環境センターの運用・管理
	資源物分別収集の推進
	マイバッグ運動の推進
	産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度の推進

■市民・事業者の取組

市 民	・ 公共下水道、漁業集落排水の区域内は速やかに接続します。 ・ 公共下水道、漁業集落排水以外の地域内では、合併処理浄化槽の設置を検討します。 ・ ごみの自家焼却（野焼き）を行わないようにします。 ・ 環境について考え、日常的にできる生活排水対策の実践に努めます。 ・ 河川浄化に関する学習会に参加するなど、情報の収集に努めます。 ・ 地区の一斉清掃活動に参加します。 ・ テレビ、ピアノ、ペット等の近隣騒音に気をつけます。 ・ ごみ、タバコ、空き缶のポイ捨てはしません。 ・ 「缶・雑びん」、「ペットボトル」、「プラスチック容器」、「発泡スチロール容器」、「段ボール」、「新聞・チラシ」、「雑誌」、「紙パック」等は資源物収集に出すか、回収協力店に出します。 ・ 生ごみの堆肥化を行います。 ・ 買い物にはマイバッグを持参します。 ・ 使用できるものはフリーマーケット等で活用します。 ・ 長期間使用できる商品・耐久消費財を選びます。 ・ 過剰包装を断ります。
事業者	・ 工場・事業場における排水の適正管理に努めます。 ・ 家畜糞尿の堆肥化を図るなど、適正な処理と利用に努めます。 ・ レジ袋の有料化、マイバッグ使用者への経費還元の仕組みづくり（エコポイント等）を検討します。 ・ 個売り、量り売りなど、容器包装削減を検討します。 ・ 鹿児島県マイバックキャンペーンの「一斉行動参加店」への参加に努めます。 ・ ごみの減量化・リサイクル協力店などへの参加に努めます。

■ 施策と具体的な取組

基本 施策 1	野焼きの禁止の徹底	市の広報紙などを通じて、野焼き禁止の内容を市民に通知する。
	光化学オキシダント及び PM2.5 対応の構築	光化学オキシダント及び PM2.5 の基準値超過の際の緊急時措置の発令など、適切な措置を行うための監視、発令体制を整える。
	交通騒音・振動対策	自動車交通等による騒音・振動に係わる対策を推進するため、県を始めとする関係機関との連携強化を図る。
	公害の未然防止	大気汚染や騒音・振動、悪臭等は、関係機関との連携により、監視指導を行い、公害の未然防止と適切な対応を図る。
	水質汚濁物質発生源対策の推進	市の広報紙などを通じて、家庭における生活排水対策の呼びかけを行う。
	公害防止対策の推進	河川・工場排水等の水質検査を検討するなど、関係機関との連携により、監視指導を行い、公害の未然防止と適切な対応を図る。
	公共下水道の普及促進	水洗化率の向上を目指し、施設の維持管理に努めるとともに、各戸に対しては、下水道への早期接続を呼びかける。
	合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽設置において補助を行い、施設の普及に努める。
	水辺環境の美化	海岸や河川の堰堤の草刈り、ごみ拾い等を市民、行政、事業者の協働のもと行う。
	漁業集落排水事業の推進	戸崎地区内の、水洗化率の向上を目指し、施設の維持管理に努めるとともに、各戸に対しては漁業集落排水施設への接続を呼びかける。

基本施策2	最終処分場の延命化と適地の確保	最終処分場の延命化を図るとともに、適地の確保を行う。
	一般廃棄物処理基本計画の策定	一般廃棄物処理基本計画の策定を行い、本計画に従い、ごみの適正処理を推進する。
	電気式生ごみ処理機購入設置補助	家庭用電気式生ごみ処理機購入補助を実施する。
	資源物回収活動団体補助事業	廃品回収を実施した市民団体に補助金を交付し、市民の環境問題に対する意識の向上を目指す。
	環境センターの運用・管理	市民や企業から出されるごみを抑制するとともに、資源・不燃ごみは可能な限り再利用・資源化し、可燃ごみは焼却処理する。
	資源物分別収集の推進	市の広報紙や「まちづくり出前講座」を通じて、指定ごみ袋制度、資源物の分別方法等の周知、徹底を図る。
	マイバッグ運動の推進	鹿児島県マイバッグキャンペーンに参加し、市民・事業者・市民団体との協力体制の確立を軸に、学習会の開催や協賛店の登録などの運動を推進する。
	産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度の推進	産業廃棄物の処理については、鹿児島県と連携の上、企業責任において処理するマニフェスト制度等を推進する。

■進捗指標と数値目標

(1) 良好な生活基盤を確保する

進捗指標	令和元年	目標	備考
汚水処理人口普及率	80.4%	86.0%	

(2) 循環型社会を形成する

進捗指標	令和元年	目標	備考
生活系ごみの1日一人当たりの排出量	720g	530g	

3 地球環境

環境目標 環境負荷の少ない環境の創出

地球環境問題への取組は、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を果たすことから始まり、地域の公害防止や省エネルギー対策などにも有効です。市は市民や事業者への情報提供に務め、地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題に対する取組を推進します。環境への負荷が少ない製品の利用や、新エネルギーの活用の推進など、資源循環型社会の構築を目指した施策を展開します。

■基本施策と施策

【基本施策1】 低炭素社会を形成する	
施策の柱	施策
① 温室効果ガス排出削減の取組の推進	鹿児島県地球温暖化対策実行計画の推進
② 省エネルギー対策の推進	地産地消の推進と確立
	環境に配慮した消費行動の推進
	エコな市営住宅整備の推進
	駅の活用促進
③ 新エネルギーの活用促進	新エネルギーに関する普及・啓発
	脱炭素型地域づくりに向けた協議会の設置・運営
	公用車への低公害車等クリーンエネルギーの導入
	再生可能エネルギーの導入促進
	西薩中核工業団地でのエコタウン研究の推進
④ 森林の保全再生による二酸化炭素吸収源の確保	市有林の適切な管理(自然環境項目と重複)
	保安林の機能維持と活用(自然環境項目と重複)

■市民・事業者の取組

市 民	・近いところへの移動には徒歩、自転車を利用します。 ・通勤の際には公共交通機関を利用するなど、マイカーの使用自粛に努めます。 ・車の運転では経済速度を心がけ、急な加減速をしないなど、エコドライブに努めます。 ・車の購入では、環境に優しい自動車（低燃費車）を検討します。 ・新築・改築時には、太陽光発電、太陽熱温水、風力発電、雨水貯留タンクなどの利用を検討します。 ・ビール瓶や牛乳瓶等、再使用可能な容器を購入します。 ・エコマーク商品を進んで購入します。 ・テレビや照明はこまめにスイッチを切ります。 ・蛍光灯を省エネ型ランプに切替えます。 ・ルームエアコン使用時は適正温度を心がけます。 ・風呂の追い炊きを少なくします。 ・駐停車の際にはできるだけ、エンジンをかけっぱなしにしないようにします。
事業者	・ノーマイカーデーをつくるなど、徒歩、自転車、公共交通機関での通勤を奨励します。 ・業務用車両を低燃費車に移行するなど、環境に優しい車種の導入を検討します。 ・他社との共同配送、鉄道輸送の検討など、物流システムの効率化に努めます。 ・エコドライブを実践します。 ・照明は適正な時間帯、場所に限定します。 ・エコマーク商品を利用します。 ・省エネルギー型の照明や電気製品を導入します。 ・省エネルギー型の空調設備を積極的に導入します。 ・窓にペアガラスを設置します。 ・グリーン購入を行います。

■ 施策と具体的な取組

基本施策 1	鹿児島県地球温暖化対策実行計画の推進	県の計画に基づく地球温暖化防止活動を実践することにより、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減を図る。
	地産地消の推進と確立	地元食材を学校給食用食材として、利活用推進を図るとともに、地場農産物を活用した加工品の製作に取り組む。
	環境に配慮した消費行動の推進	環境家計簿・省エネナビ等の利用、家庭用高効率機器の普及啓発、エコドライブの普及啓発などの市民の省エネルギー行動を推進する。
	エコな市営住宅整備の推進	市営住宅建設をはじめとして、地域の地場産材の木材等を利用した、ぬくもりのある、人・地球にやさしいエコな住宅整備を図る。
	駅の活用促進	駅周辺の駐車場を確保し、カーシェアリング、パークアンドライド等の仕組みづくりを行う。
	新エネルギーに関する普及・啓発	市民や事業者に対する普及啓発・情報提供、国の助成制度を活用した市民や事業者に対する導入支援の推進、市を中心とした公共施設などへの率先的な導入を行うなど、新エネルギーに関する普及・啓発プロジェクトを推進する。
	脱炭素型地域づくりに向けた協議会の設置・運営	脱炭素型地域づくりに向けた地域と連携した協議会を設置し、地域の課題解決を図る。
	公用車への低公害車等クリーンエネルギーの導入	行政による先導的な導入と情報提供により、買い替え時のアイドリングストップ車及びクリーンエネルギー自動車の普及促進を図る。
	再生可能エネルギーの導入促進	木質バイオマス発電や風力発電の導入を促進し、エネルギーの地産地消と地域振興を図る。
	西薩中核工業団地でのエコタウン研究の推進	西薩中核工業団地での再生可能エネルギーの利用率を高め、「日本一環境負荷が低い工業団地」の推進を図る。
	市有林の適切な管理（自然環境項目と重複）	森林組合と連携して、火災・風水害・盗伐・不法投棄等の対策を行い、市有林の適切な管理を行う。
	保安林の機能維持と活用（自然環境項目と重複）	潮害防備、保健などの公益的機能を有する松林を、松くい虫の被害から守るため、薬剤散布を行い、健全な状態に保全する。

■進捗指標と数値目標

(1) 低炭素社会を形成する

進捗指標	令和元年	目標	備考
本市のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの導入比率(%)	14.0%	23.0%	令和元年地域創生エネルギービジョンより

4 快適環境

環境目標 自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保

快適な生活ができるまちづくりには、地域特性や都市構造、及び人口規模に応じて市街地における都市景観と自然景観が調和していることが求められます。美しく潤いのある快適なまちづくりを目指し、多くの市民、事業者の意見を反映させた施策を展開します。

■基本施策と施策

【基本施策1】 潤いのある町並みを創る	
施策の柱	施策
① 不法投棄対策、地域美化活動の促進	不法投棄の防止
	地区清掃活動の促進
② みどり、水辺環境の整備と自然環境の活用促進	ごみ処理施設の周辺環境整備と保全
	公園・緑地の整備
	地域特性を生かした創造性豊かな景観形成

【基本施策2】 伝統・歴史・文化を活かす	
施策の柱	施策
① 歴史文化の保存と活用、環境保全の一体的推進	文化財の保存活用
	歴史・文化施設の整備充実
	伝統文化・芸能に親しむ
	歴史的景観資源の保全・活用
	市来貝塚、串木野城跡の整備

■市民・事業者の取組

市民	・ごみ、空き缶拾い、雑草刈り、水路清掃等の美化活動を行います。 ・花壇づくり、生け垣、植樹等の緑化活動を行います。 ・伝統行事、祭り等への参加・保存活動を行います。 ・文化財保護のための活動を行います。
事業者	・敷地内、壁面、屋上等の緑化を積極的に行います。 ・埋蔵文化財の発掘調査や有形・無形文化財などを保護する取組に協力するとともに、土地利用や事業の実施にあたっては、文化財の保護などに努めます。

■ 施策と具体的な取組

基本施策1	不法投棄の防止	市の衛生自治団体連合会などを通じて、市街地等における空き家、空き地をも含む地域住民による不法投棄に対する監視体制の強化を図る。
	地区清掃活動の促進	定期的に行われている地区清掃活動を支援する。
	ごみ処理施設の周辺環境整備と保全	周辺協議会を定期的の実施し、ごみ処理施設の周辺環境整備と保全を行う。
	公園・緑地の整備	吹上浜県立自然公園や海岸環境の整備促進など、地域特性を活かした公園・緑地の整備を検討するとともに、既存公園については、施設内容や維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努める。
	地域特性を生かした創造性豊かな景観形成	市街地周辺部の田園や山林などの緑、河川・海岸等の水辺空間を活かした美しい景観の維持・保全に努めるとともに、地域拠点となる駅周辺等の公共空間においては、花や緑の植栽を行うなど、市民が楽しめる景観の形成を図る。
基本施策2	文化財の保存活用	郷土史の収集を行うとともに、指定文化財の整備を行う。
	歴史・文化施設の整備充実	市民文化センター等文化施設の整備、歴史民俗資料室等の整備充実を図る。
	伝統文化・芸能に親しむ	公民館活動や子ども会活動などで行っている地域文化を活用した住民参加型体験活動を支援、推進することで、伝統文化の保護、地域連帯感の醸成を図る。
	歴史的景観資源の保全・活用	歴史的街並景観の保全・活用を進める。
	市来貝塚、串木野城跡の整備	歴史文化に対する市民の意識の高揚と、活用を図るため、県内を代表する史跡の整備等を行う。

■進捗指標と数値目標

(1) 潤いのある街並みを創る

進捗指標	令和元年	目標	備考
不法投棄相談件数	70 件	36 件	

(2) 伝統・歴史・文化を活かす

進捗指標	令和元年	目標	備考
歴史や伝統に関する まちの雰囲気为满足 とする人の割合	31.5%	58.3%	市民アンケートにおける環境の 状況について「どちらともいえ ない」の1/2が「かなり満足」「やや 満足」に移行した場合を想定

5 環境保全体制

環境目標 環境を守り活かす地域づくりの推進

大切な自然環境を守り育て、快適な生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりの理解と協力、及び実践が必要となります。市民・事業者・市が協働して取り組んでいけるような体制づくりや、関連図書の整備などを図り、必要な情報が簡単に迅速に利用できるように提供していきます。

■基本施策と施策

【基本施策1】 環境教育・学習に取り組む	
施策の柱	施策
① 学校における環境教育の推進	学校支援事業の推進
② 地域における環境教育・学習の推進	いちき串木野市地域女性団体連絡協議会活動における環境学習の推進
	図書資料の整備
	国等関係機関の補助制度に関する情報提供
	エコイベントの開催
	職員によるまちづくり出前講座
	環境学習プログラムの整備
【基本施策2】 環境保全・創造活動に取り組む	
施策の柱	施策
① 市民活動への支援強化とネットワーク化	環境マネジメントシステム導入支援
	「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」の推進
	市民活動団体の活動拠点の整備

■市民・事業者の取組

市 民	・ 公民館での交流活動、学習活動に参加します。 ・ 環境問題に関する講演会やシンポジウムへ参加します。 ・ 地域活動に積極的に参加し、交流を深めます。 ・ 地域の清掃活動や資源物の回収活動に子ども、大人を問わず参加します。 ・ 環境に関する活動を行っている団体のイベントに参加・協力します。 ・ 資源回収、フリーマーケット等のリサイクル活動を行います。
事業者	・ 事業所内外での環境保全活動の実施・参加（植樹、バイオマス施設整備など）、地域への公開などを検討します。 ・ 消費者に対して、環境に係わる情報を提供します。 ・ 環境マネジメントシステム（ISO14001 規格の取得、エコアクション 21 の実施等）の導入を検討します。 ・ 地区清掃活動などの地域活動に参加・協力します。 ・ 地域活動に参加し、地域住民との交流を深めます。 ・ 市民団体の企画するイベント等に参加・協力します。 ・ 地域ボランティア活動等に積極的に参加します。 ・ 社員のボランティア活動に対して支援を行います。

■ 施策と具体的な取組

基本 施策 1	学校支援事業の推進	地域住民・企業による学校の環境整備事業の支援、地域住民による学校における児童の農業体験学習の支援を行う。
	いちき串木野市地域女性団体連絡協議会活動における環境学習の推進	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践、マイバッグ運動の推進、地球温暖化防止の実践、脱プラスチック生活の推進に取り組む。
	図書資料の整備	図書館、市役所、公民館等に環境白書や環境関連書籍を整備し、誰もが活用できるようにし、環境を学べる学習拠点の一つとして整備する。
	国等関係機関の補助制度に関する情報提供	国等の関係機関の補助制度に関して、市の広報紙、ホームページ等を通じて情報の提供に努める。
	エコイベントの開催	「いちき串木野づくし産業まつり～地かえて祭り～」等イベントの場を利用して、「環境問題」についても考えていただくエコイベントとして実施する。
	職員によるまちづくり出前講座	市民の生涯学習活動を支援することを目的とし、市職員が講師となり、ごみ処理の方法など環境分野を含む講座を要請に応じて開催する。
	環境学習プログラムの整備	「環境問題の現状」、「環境保全のための行動」など、市民や事業者を対象とした情報提供のための学習プログラムの紹介、整備を行う。
基本 施策 2	環境マネジメントシステム導入支援	市内事業者に対して、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステム認証取得に向けた啓発事業を推進する。
	「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」の推進	ポイ捨て禁止、愛がん動物のふんの放置禁止、飲食物容器の散乱放置禁止、祭り・大会などの主催者の責務、印刷物の散乱放置禁止、土地建物などの適正管理に関する条例の規定を遵守し、指導を行うことで、美しい自然や、清潔で快適な生活環境の保全を図る。
	市民活動団体の活動拠点の整備	集会施設やホームページ等を利用して、市民活動団体の登録、情報の公開・交流を図るための拠点施設を整備する。

■進捗指標と数値目標

(1) 環境教育・学習に取り組む

進捗指標	令和元年	目標	備考
まちづくり出前講座の活用数	46 件	50 件	

(2) 環境保全・創造活動に取り組む

進捗指標	令和元年	目標	備考
マイバッグ持参者の割合	83.0%	100.0%	市民アンケートにおける実施意向を反映させた数値

第 6 章 推進体制と進行管理

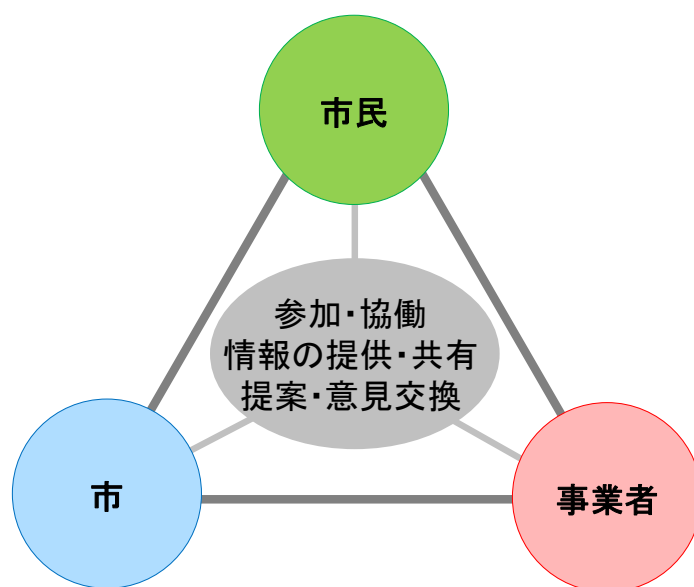
- 1 推進体制
- 2 進行管理

第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を推進し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが推進主体となり、個々に、または協働で環境負荷の少ない生活や施策・事業、及び環境保全活動をしていく必要があります。推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のためのネットワークを構築しながら計画の推進を行うことで、安全で快適なまちづくりや、環境と社会が好循環を生み出す持続的発展が可能な社会の実現を図ります。また、国や県、他の地方自治体との連携を図り、広域的な環境保全の体制を目指します。

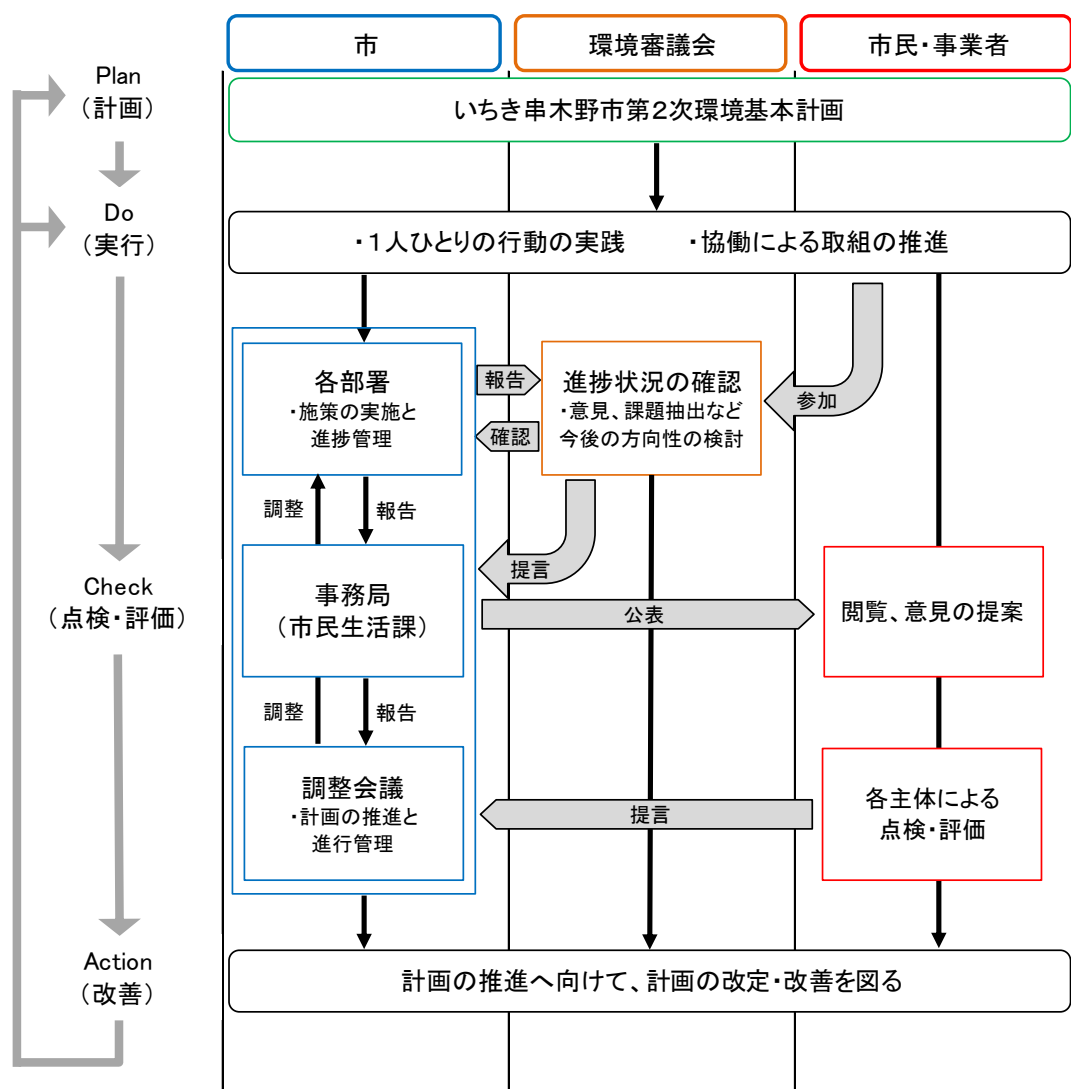
推進主体の関係



2 進行管理

本計画の推進や目標達成を図るためには、進行管理においても、市民・事業者・市の三者の協働が必要とされるため、前計画と同様に、PDCA サイクルに、各主体が様々な取組を行ないます。また、事務局である生活環境課と環境審議会により、施策進捗状況の点検・評価や確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、取りまとめた上で公表します。また、社会経済情勢及び環境をめぐる状況に変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

PDCA サイクル



資料編

用語集

4 用語集

あ行

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格、社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示している。

EPO

環境省と地域のNPOとの協働で設置された全国8か所の地方環境パートナーシップオフィス（Environment Partnership Office）。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

イノベーション

「改革」「革新」を意味する英単語で、新しい市場の開拓や新機軸の導入など革新的な取り組み全般に対して使われている。

インフラ

道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い（社会インフラ）。

エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）で、一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。

エコタウン

産業活動によって排出される廃棄物をリサイクルすることや、熱エネルギーとして利用することなどによってゼロ・エミッション（ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用するなど、あらゆる廃棄物をゼロにすること）を目指す地域のこと。

エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」で、燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもある。

エコマーク

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

エネルギーマネジメントシステム

工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を指す。その活動を支援するためのシステム（EMS）。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体で、人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か行

カーシェアリング

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。

外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間によって運び込まれた生物のこと。

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

合併処理浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。

カテゴリー

同じ種類・性質のものが含まれている範囲・区別されたもの。

環境家計簿

消費したエネルギー（電気・ガス・灯油・軽油・ガソリン・水道）から排出されるCO₂の量を「見える化」し、家庭のCO₂排出量を確認できるツール。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

企業、事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み（EMS）。

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多い。

京都議定書

京都議定書は、平成 9 年（1997 年）12 月に京都市の国立京都国際会館で開かれた国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）において、同月 11 日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書。

漁業集落排水事業

漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のこと。

クリーンエネルギー

二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

KES

京都から発信された環境マネジメントシステムの規格。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ、光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

光化学スモッグ

「光化学オキシダント」の濃度上昇によって空気に「もや」がかかる現象のこと。

コージェネレーション

ガスなどを駆動源にした発電機によって電力を生み出すとともに、その際の排熱を給湯や冷暖房などに利用するシステム・設備の総称。

国連気候変動枠組条約締約国会議

1997 年の京都会議以降、この会議のことを一般に COP と呼んでいる、条約の最高機関であり、会議は毎年行なわれる。

コンポスト容器

庭・畑など屋外に設置し、生ごみを微生物や菌の働きで発酵・分解して堆肥化する容器のこと。

さ行**最終処分場**

廃棄物のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化）が困難なものの処分（埋め立て処分）を行う場所。

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

栽培漁業

卵から稚魚になるまでの最も弱い期間を人工的な環境で守り育て、外敵から身を守れるまで育ったら、その魚介類が成長するのに最適な環境に放流し、自然の海で成長したものを漁獲する漁業。

里海

人と自然の領域の中間点にあるエリアで、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域。

里地・里山

集落と、その周辺にある農地・ため池・管理されている山や森林などからなる地域。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類の廃棄物のこと。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

資源循環型農業

畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。

自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせ、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器。

新エネルギー

風力、太陽光、地熱、中水力（1000kW 以下）、バイオマスなど自然環境から得られ、再生可能なエネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするもので、法律において 10 種類規定されている。

人口集中地区

昭和 35 年国勢調査の際に、「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の境域内に設定された。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

た行

ダイオキシン

ダイオキシンは、正式にはダイオキシン類と言い、数種の物質の総称。廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、または農薬などの化学物質を製造する際の副生成物として非意図的に生成することが知られている。

大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域のこと。国指定と都道府県指定がある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を行うために、基本的な事項を定めた法律「都市計画法」に基づいて、土地利用や都市施設の整備、また市街地開発事業に関する計画のこと。

な行

二酸化硫黄

不純物として石炭、原油に含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生し、また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される酸性雨の原因物質。

二酸化窒素

大気汚染防止法では有害物質、特定物質に含まれる窒素酸化物は、高温燃焼に伴い必然的に発生するため、自動車や工場での燃焼だけでなくビル、家庭からの排出、自然界からの排出もある。

は行

パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、目的地に向かうシステムのこと。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮かんでいる様々な大きさの粒子状物質（Particulate Matter）のうち、2.5 マイクロメートルより小さいもののこと。

PDCA サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

ヒートポンプ

ヒートポンプとは少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のことで、エアコンや冷蔵庫、エコキュートなどにも利用されている省エネ技術。

FEMS（フェムス）

工場を対象とする FEMS（フェムス）は受配電設備だけではなく、さらに生産設備のエネルギー管理も実施する。

浮遊粒子状物質

大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 マイクロメートル以下のもの」と定義され、SPM と略称。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

ペアガラス

ガラスとガラスの間に空気層をもつガラス、断熱性能や結露防止効果がある。

BEMS（ベムス）

オフィス・商業ビルなどを対象としたエネルギーマネジメントシステム。建物内に取り付けられたセンサーによって収集されたエネルギーデータを活用し、ビルの省エネを実施する。

ま行**マニフェスト制度**

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみ。

猛暑日

日最高気温が 35℃を超えた日。25℃を超えた日を夏日、30℃を超えた日を真夏日。

木質バイオマス

木炭、チップ、ペレットなどの木材に由来する再生可能な資源。

藻場

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所。

や行**有害鳥獣**

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣という。

ら行**レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。